



# 御前崎市景観計画

OMAEZAKI CITY

令和 7 年 3 月 24 日（公布）、同年 7 月 1 日（施行）





## « 目 次 »

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| I   | はじめに                  | 1  |
| 1.  | 景観形成の基本的な考え方          | 1  |
| 2.  | 計画の位置付けと区域            | 5  |
| 3.  | 景観計画区域の設定             | 5  |
| II  | 地域特性・景観特性             | 6  |
| 1.  | 地域特性                  | 6  |
|     | （1）地形・風土              |    |
|     | （2）土地利用               |    |
|     | （3）人口                 |    |
|     | （4）産業                 |    |
|     | （5）市民活動               |    |
| 2.  | 景観特性                  | 21 |
| 3.  | 景観特性と目指すべき方向          | 32 |
| III | 目指すべき景観像及び景観形成方針の設定   | 36 |
| 1.  | 景観形成目標                | 36 |
| 2.  | 良好な景観形成に関する方針         | 37 |
| IV  | 良好な景観形成のための行為の制限      | 38 |
| 1.  | 良好な景観の形成のための行為の制限について | 38 |
| 2.  | 届出対象行為                | 39 |
| 3.  | 景観形成基準                | 42 |

|      |                      |    |
|------|----------------------|----|
| V    | 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 | 47 |
| 1.   | 景観重要建造物の指定の方針        | 47 |
| 2.   | 景観重要樹木の指定の方針         | 48 |
| VI   | 屋外広告物の表示等に関する事項      | 49 |
| 1.   | 基本的事項                | 49 |
| 2.   | 屋外広告物に関する行為の制限の方針    | 49 |
| VII  | 景観形成に向けた取組み          | 51 |
| VIII | 推進体制                 | 55 |
| 1.   | 推進主体                 | 55 |
| 2.   | 推進体制                 | 56 |

# I はじめに

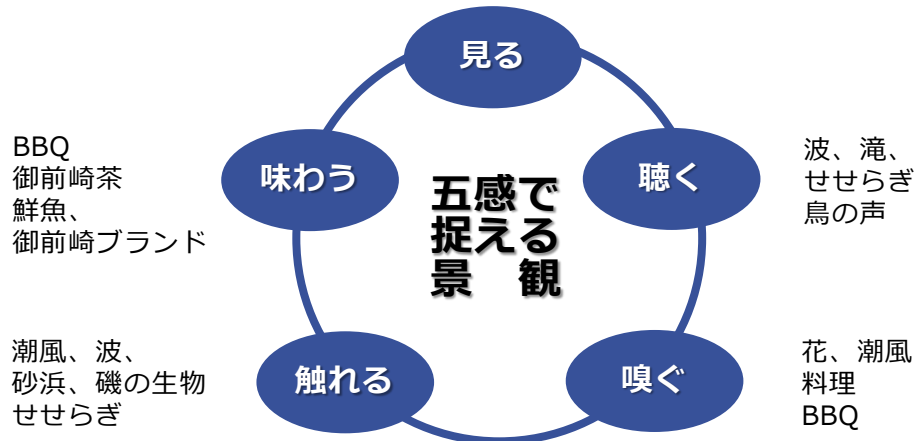
1. 景観形成の基本的な考え方
2. 計画の位置付けと区域
3. 景観計画区域の設定

## 1. 景観形成の基本的な考え方

### (1) 景観とは (第1回御前崎市景観ワークショップ 日本大学岡田教授講演より)

景観とは、「景＝すがた」・「観＝心で感じる（五感で感じとる）」、すなわち『身の回りの環境を五感によって楽しむ』ことです。

電柱・電線・建築物の色や高さ、屋外広告物のみならず、五感で感じるもの全てが景観で、人のにぎわいなども景観に含まれます。



### (2) 景観計画とは

景観計画とは、平成16年6月に施行された『景観法』に基づき『景観行政団体』が法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』のことです。

具体的には、地域の個性を活かした景観の維持・継承・創造を積極的に進めるため、方針を示すだけでなく、建築物等に係わるルールや積極的に保全すべき建造物等を指定し、良好な景観の保全・形成を図ることができる計画となります。

さらに、協働での取組みを位置づけ・動かしていくことで、景観や観光から協働のまちづくりへとつなげ、地域の活性化等も図ることができます。

### （３）御前崎市景観計画策定の背景

静岡県南端、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前埼灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など自然に恵まれた市です。

御前崎市の景観は人々の生活や生業によって形成され、愛されてきたため、景観を大きく阻害するような建物や工作物等が発生してきませんでした。

このため建物や工作物の規制などが実施できる景観計画ではなく、御前崎市を代表する観光地の景観形成事業を推進する「観光地エリア景観計画」の策定と実施に市民や事業者とともに取り組んできました。

その結果、観光地の景観の良さが改めて明らかになり、灯台周辺の整備完了、灯台の重要文化財指定、灯台ワールドサミットの開催、観光組織体制の検討等、観光振興だけでなく景観形成等に取り組む機運が高まっています。

#### ■ 観光地エリア景観計画の結果と機運の高まり

##### ① 御前崎市の景観は人々の生活や生業によって、良好な景観が形成、愛されてきた

##### ② 観光地の景観形成事業を推進する「観光地エリア景観計画」の策定と実施に市民や事業者とともに取り組む

管理が行き届いた自然・茶畑・公園を  
一体で楽しむことができるあさわふる里公園



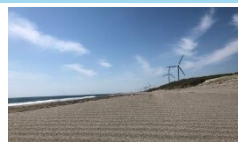
- ・茶園と自然が一体となった景観の維持
- ・地元や管理者とつくるおもてなしの景観づくり

自然とマリンスポーツ・レジャーを存分に味わう御前埼  
トップエリア



- ・これからもマリンスポーツ・レジャーを楽しむ人々で形成される景観づくりを推進
- ・場の魅力や移ろいを最大限に感じ、見せる場づくり
- ・ロングビーチの自然を将来に継承 等

風・海・砂丘・農の営みを五感で楽しみ伝える  
浜岡砂丘・道の駅「風のマルシェ御前崎」



- ・美しい砂丘を伝える景観づくり
- ・農業を通じた自然の大切さ、楽しさを伝える景観づくり
- ・砂丘と白砂公園、河津桜、道の駅周辺を一体で楽しむことができる環境整備

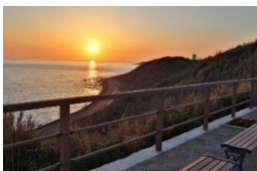
自然や生業を見て、触って、食べて、感じる  
御前崎港



- ・御前崎の海を遊び・味わうことができる景観づくり
- ・美しい沿岸部の景観を保全する環境活動の実施 等

##### ③ 観光振興や景観形成等に取り組む機運の高まり

灯台周辺の整備完了、灯台の重要文化財指定



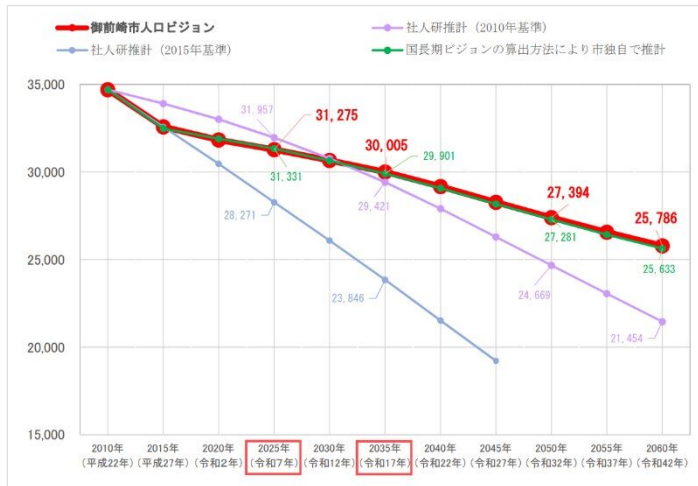
観光組織体制や観光商品造成の検討



その一方で御前崎市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、原子力発電施設の稼働停止等による税収の減少、生業の担い手不足などにより大きく変動しています。これらの課題によって耕作放棄地や空き家等の発生による良好な景観の阻害等、大切にしてきた景観が損なわれ、市全体の活力が低下していく恐れがあります。

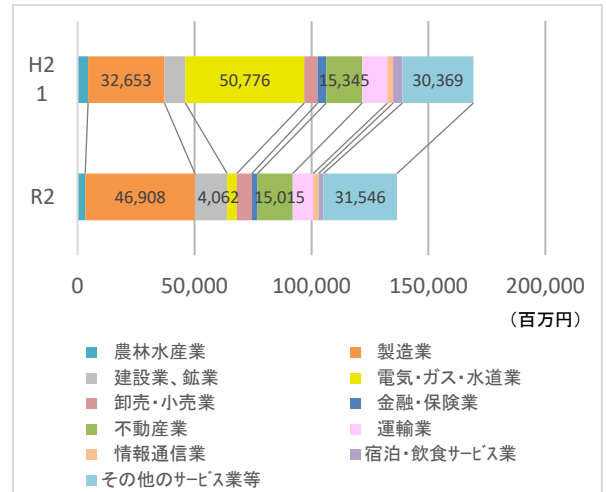
## ■ 本市の将来人口ビジョン

(出典：御前崎市総合計画)



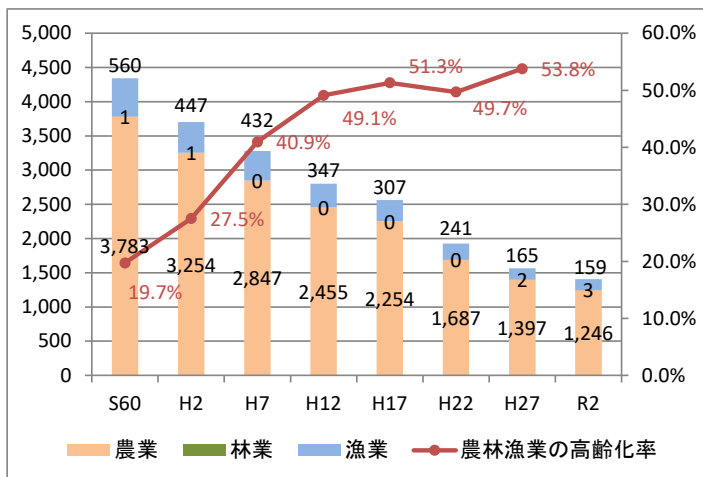
## ■ 御前崎市の産業総生産額の変化

(参考：令和2年しずおかけんの地域経済計算)



## ■ 農林漁業の従事者の推移と高齢化率

(参考：令和二年度国勢調査)



#### （４）御前崎市景観計画策定の目的

本市を取り巻く社会情勢が変化し続ける中でも活力を維持・向上していくためには、良好な景観の保全や創出等に努めていくことも必要と考えます。

これらを踏まえ、御前崎市は、景観法 98 条第 2 項の協議により、令和 2 年 4 月 1 日に静岡県から景観行政事務の一部を取り扱える「景観行政団体」となり、市全域を対象とした景観計画の策定に市民や事業者の皆様とともに取組み、景観を保全する規制や景観形成の推進策・支援策等について検討することとしました。

#### （５）景観形成の基本的な考え方

さらに、御前崎市の活力を維持・向上するためには単に景観の保全・創出を進めるのではなく、「これからも市民等が愛着や誇りをもち住み続けること」と「市外から魅力を感じ来訪したくなる御前崎市」を形成することが必要であると考えられるため、

御前崎景観計画は、建築物等に係わるルールなどによる誘導に加え、

##### ① 市民や事業者の愛着心や誇りを高め、主体的なアクションにつ

##### なげる

##### ② 観光の視点から具体的なアクションにつなげ、景観まちづくり

##### に取組む

ことを目的に策定します。

（例）市民等が好きな景観を抽出し、計画に位置付ける  
（例）アクションを共に考え、実行を促す

（例）観光客が訪れたい景観を創出し、にぎわいを生むことで、生業や暮らしの維持を狙う

#### ■ 御前崎市における景観まちづくりとは

- ・ 景観まちづくりは、景観形成活動を通じて「市民などが愛着や誇りをもち暮らしやすく、訪れたいくなるまちづくり」を行うことで地域経済・活力の向上を目指し、さらに「御前崎市を未来の子供たちに残す」ための大事な取り組み。

#### ■ 観光から景観まちづくりに取組む理由

- ・ 観光は農業・漁業等の暮らしや営みとの結びつきが強いため、観光の視点から良好な景観形成を図ることは御前崎市全体の好循環を生むことが考えられる。  
… 観光客が訪れたい御前崎の良好な景観形成を図る⇒（例）外貨を獲得できる、生業が成り立つ・発展する
- ・ また、社会動向の変化を踏まえると居住者の増加だけでなく、訪れたい人＝観光客や、将来的に地域に関わる人材＝関係者を増やすことが大切。  
… 訪れたい人を増やす⇒（例）人口増加を目指すことが難しい中でも、御前崎での暮らしが続けられる
- ・ さらに近年観光の大きな動きとして、アウトドア需要の増加、コワーキングスペースの開設、灯台の国重要文化財指定等があり、観光からまちづくりに取組むチャンス。
- ・ このことから、人が訪れたいくなる良好な景観を形成することで人々の生活が潤い・豊かに暮らし続けることができるよう、景観まちづくりへの機運を高めつつ、具体的な動きにつなげる。



## Ⅱ 地域特性・景観特性

1. 地域特性
2. 景観特性
3. 景観特性と目指すべき方向

## 1. 地域特性

### (1) 地形・風土

- ① 静岡県南端、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など自然に恵まれた市です。

市内には、5万トン級の大型コンテナ船が接岸できる多目的ターミナルを持つ重要港湾御前崎港や、最先端技術を結集した浜岡原子力発電所を有し、物流、エネルギー基地としての基盤が整っています。平成21年の静岡空港開港により、空港と港を結ぶ高規格道路の整備も進み、陸・海・空の玄関口として大きく発展しました。

御前崎港から静岡空港や東名相良牧之原 IC まで 20km 圏内に位置し、静岡空港と東名高速道路までは「金谷御前崎連絡道路」で結ばれ、陸・海・空のネットワークによる産業ポテンシャルが高いと考えられます。

- ② 御前崎市北部の牧之原台地は、大井川が南に流れ運んできた土で湾が埋まり、土地の隆起が進んでいくうちに、牧ノ原台地ができあがりました。牧之原台地から続く丘陵は南に向かって複雑に入り込み、豊かな自然とお茶畑などが広がっています。

また、新野川や箴川が各支流を集めて北から南へと流れ遠州灘に注いでいます。こうした河川の堆積物により中央部の平坦地には農地や市街地が広がっています。

さらに白砂の海岸が 16km に渡って広がり、その東南端となる御前崎台地は、過去の地震により半島の先端が高くなり、その平坦な台地の上と駿河湾沿いには集落が発生しています。また岩石で構成された御前崎海岸は沖に向かって緩やかに傾斜し、砂や礫などでおおわれています。これにより御前崎海岸沿いでは磯遊びや磯釣りなどが盛んにおこなわれています。

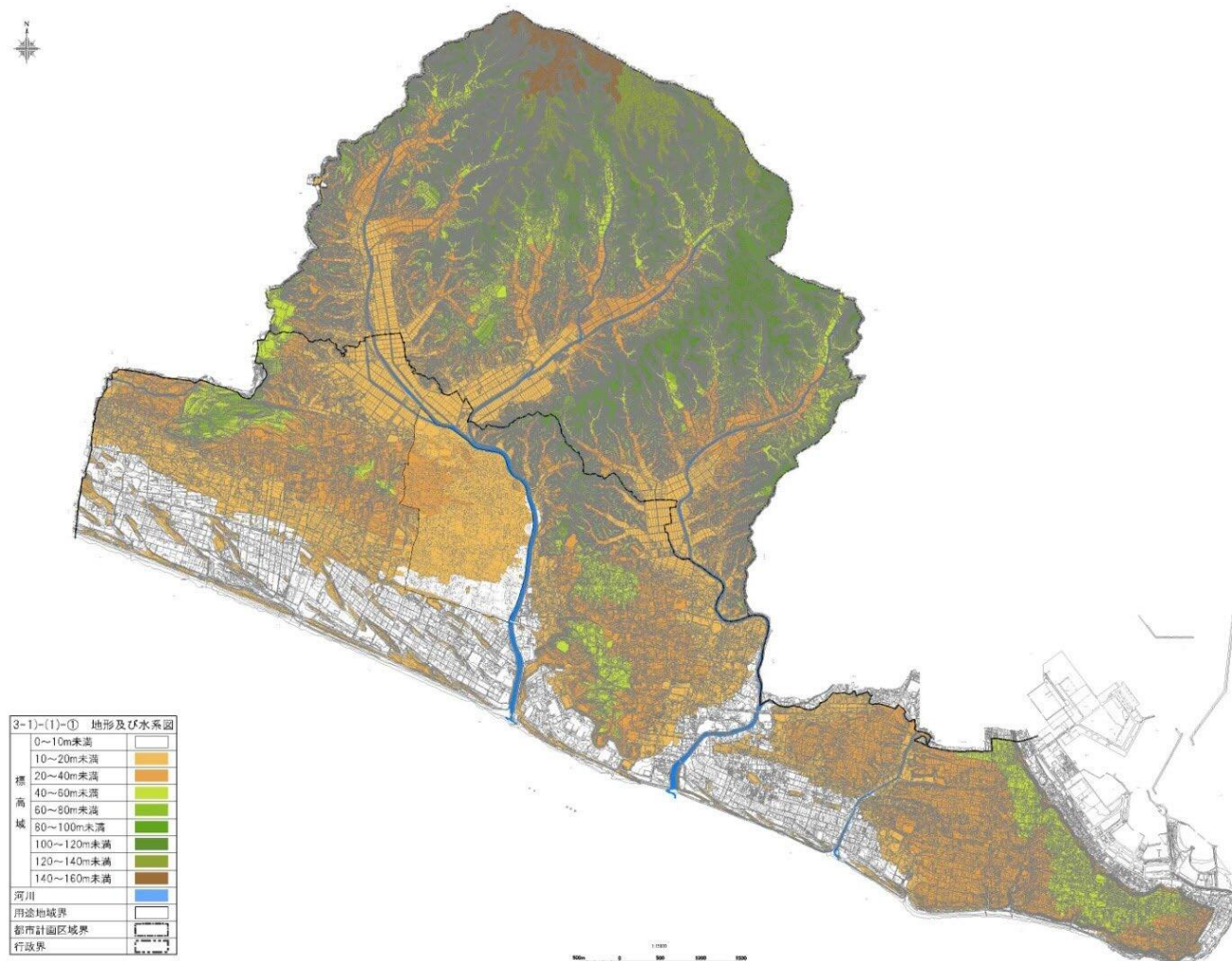
- ③ 平均気温は 18.0℃、冬場でも最低気温は-3.4℃と1年を通じて温暖で過ごしやすい気候です。平均風速は、4.5m/s ですが、冬期には特に西の季節風が強く、乾燥した晴天の日が続きます。

## ① 位置図



出典：国土地理院地図

## ② 地形及び水系図



出典：平成24年都市計画基礎調査

## 2) 植生

- 御前崎市の北部は植林や二次林、水田・茶畑等があり、南部は植林や畑のほか、沿岸部には海岸・砂丘植生が広がっています。
- また、多様な植生が分布しているため、それぞれの環境に適応した植物が生育し、種類も豊富です。ただし、近年は二次林の荒廃や水田などにおける荒廃農地の増加、海岸沿いの湿地の埋め立てなどにより、植物の生育できる環境が減少しています。

※第二次御前崎市環境基本計画より

## 3) 市のなりたち

## 【縄文～】

- ・ 御前崎市は、遠州地方の最東端に位置し、白羽地区の尾高海岸では風と砂によって風蝕された国指定天然記念物の風蝕礫が産出されます。市内で発見された遺物では、西原遺跡の異形局部磨製石器が縄文時代早期と最も古いですが、縄文時代の代表的な遺跡として星の糞遺跡があります。
- ・ 弥生時代に入ると朝比奈川流域に南谷遺跡が現れ、古墳時代には新野川、箴川流域で集落が営まれ、その周辺に多くの横穴墓を造るようになりました。
- ・ 奈良、平安時代には、白羽・御前崎に国営の馬牧が置かれていました。

## 【江戸時代～】

- ・ 江戸時代に入り新田開発が進められ、市街地の池新田地区などは江戸初期に立村しました。海路交通の発達に伴い、遠州灘を多くの船が航行しました。しかし、御前崎沖は岩礁が多く、航路の難所であったため、寛永 12 年、岬の突端に見尾火燈明堂(灯台の前身)を建てました。また、江戸中期の明和 3 年には、大澤権右衛門が薩摩藩の難破船を助け、そのお礼としてサツマイモを入手し、栽培が普及しました。その後、白羽の栗林庄蔵翁によって芋切干しが創案されました。
- ・ 幕末期には南部の砂丘開墾が始められ、以後砂丘は広大な耕地に変わり始めます。また、明治 21 年の町村制の施行により、池新田・佐倉・比木・朝比奈・新野・白羽・御前崎村となりました。同 4 年、池新田の丸尾文六は牧之原に茶園を開墾し、大井川の川越人足救済に努め、茶業の振興に貢献しました。また、明治末期には芋切干し加工が普及し、この地域の特産品となりました。明治 7 年には西洋式の御前崎灯台が設置され、明治末期には下村勝次郎によって全国で民間初の石油発動機付き漁船が導入され、遠洋漁業の基礎を築きました。

## 【昭和～平成～令和】

- ・ 昭和 30 年には池新田町と佐倉・比木・朝比奈・新野の 4 か村が合併し浜岡町が、また御前崎村と白羽村が合併し御前崎町が誕生しました。同 46 年には中部電力株式会社浜岡原子力発電所が建設されました。一方、同 46 年には御前崎港が国際貿易港として開港し、同 50 年には重要港湾に指定されました。平成 7 年にはマリンパーク御前崎が完成しました。
- ・ 平成 16 年に浜岡・御前崎両町が合併し、御前崎市が誕生し、同 10 年には総合公園の「市民プール（ぷるる）」が開設、同 21 年の富士山静岡空港の開港や同 23 年の金谷御前崎連絡道路の完成、同 26 年には「道の駅 風のマルシェ御前崎」がオープン、令和 3 年には御前崎灯台が本市初の国重要文化財に指定され、市内外から多くの人を訪れています。
- ・ 令和 2 年 1 月には国内で新型コロナウイルス感染症が確認されました。これに伴い、御前崎市でも暮らし方に対する意識に変化が生じています。

#### 4) 文化財

- 本市には、国指定 3 件、県指定 4 件、市指定 28 件の文化財があります。
- 国指定重要文化財として市のシンボルであり市民の誇り・自慢でもある「御前埼灯台」、天然記念物では「白羽の風蝕礫産地」と「御前崎のウミガメ及びその産卵地」があります。  
「白羽の風蝕礫産地」は海洋の孤島を除いては我が国唯一の産地であり、「御前崎のウミガメ及びその産卵地」は、全国的にも知られています。また、県指定の名勝「桜ヶ池」は、古くから伝説信仰奇祭を通じて、広く知られる特筆すべき文化財です。

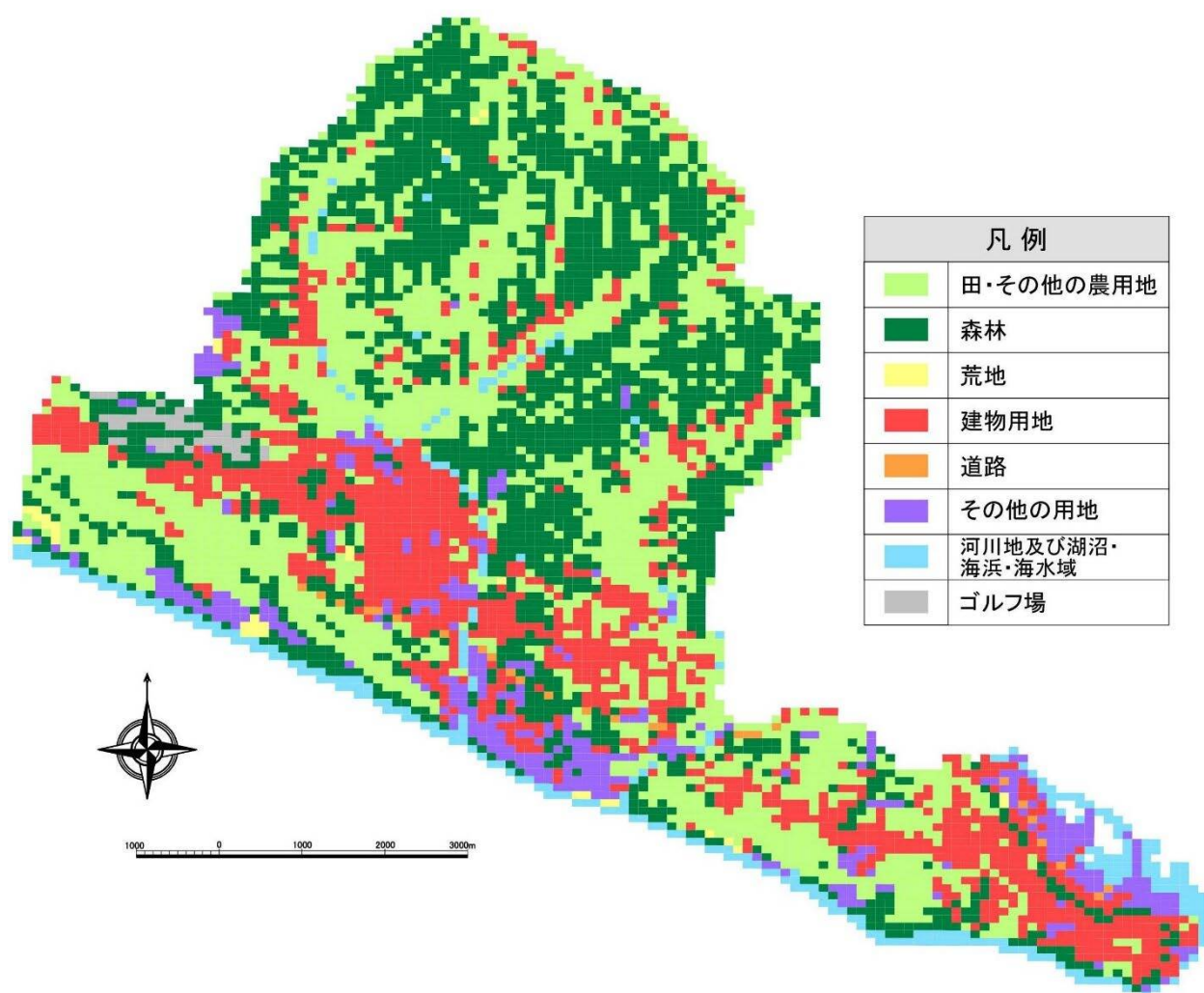
#### ■ 景観に関連する史跡・名勝・天然記念物

| 指定主体 | 区分          | 名称                   | 指定年月日             |
|------|-------------|----------------------|-------------------|
| 国    | 重要文化財       | 御前埼灯台                | 令和 3 年 8 月 2 日    |
|      | 天然記念物       | 白羽の風蝕礫産地             | 昭和 18 年 8 月 24 日  |
|      |             | 御前崎のウミガメ及びその産卵地      | 昭和 55 年 3 月 6 日   |
| 県    | 名勝          | 桜ヶ池                  | 昭和 29 年 1 月 30 日  |
|      | 無形民俗文化財     | 桜ヶ池のお櫃納め             | 昭和 61 年 12 月 5 日  |
|      | 天然記念物       | 比木賀茂神社社叢             | 平成 9 年 3 月 17 日   |
| 市    | 有形文化財(建造物)  | 白羽神社本殿(入母屋造)         | 昭和 44 年 6 月 25 日  |
|      |             | 駒形神社本殿(入母屋造)         | 昭和 44 年 6 月 25 日  |
|      |             | 旧妙音庵薬師堂(附:薬師三尊・十二神将) | 昭和 62 年 10 月 28 日 |
|      |             | 池宮神社本殿               | 昭和 62 年 10 月 28 日 |
|      |             | 高松神社本殿 (入母屋造)        | 平成 19 年 9 月 25 日  |
|      |             | 岩地八幡神社本殿             | 平成 27 年 12 月 25 日 |
|      | 有形文化財(歴史資料) | 海福寺のいもじいさんの碑         | 昭和 49 年 9 月 19 日  |
|      | 史跡          | 宮内 薩田ヶ谷横穴群           | 昭和 53 年 9 月 4 日   |
|      |             | 白羽 星の糞遺跡             | 昭和 44 年 6 月 25 日  |
|      | 天然記念物       | 海福寺のいちょうの木           | 昭和 48 年 10 月 18 日 |
|      |             | 白羽 イスノキ群生林           | 平成 3 年 11 月 20 日  |
|      |             | 白羽神社のマキの木            | 平成 6 年 1 月 31 日   |
|      |             | 上朝比奈 旧朝比奈小学校の黒松      | 令和 3 年 3 月 24 日   |

## (2) 土地利用

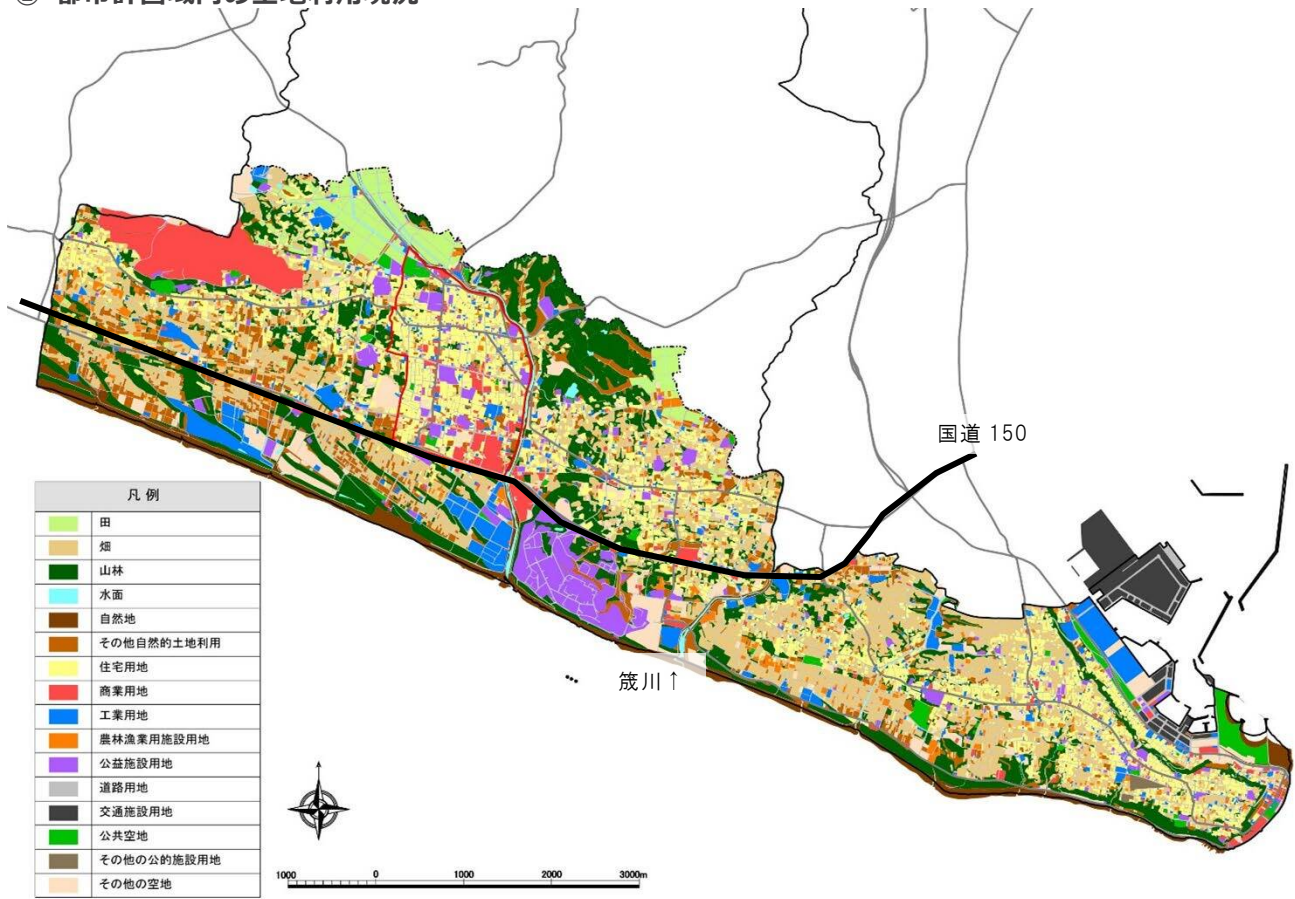
- ① 御前崎市域の 7 割程度が、森林や農地などの自然的土地利用となっており、市街地は池新田地区を中心に御前崎地区まで横長に分布しています。
- ② 箴川以西の地域では、住宅用地は用途地域内及び国道 150 号線の以北、商業用地は用途地域内及び国道 150 号の以北に分布し、以南は工業用地や畑、山林などです。
- ③ さらに、南部の森林は森林法による保安林が 294.6ha 指定されており、飛砂防備や土砂流出防備の機能を担っています。またその周辺は御前崎遠州灘県立自然公園として 5 地区、363.3ha が指定されています。その他、北部等の森林は地域森林計画対象民有林に指定されています。

## ① 市全域の土地利用現況



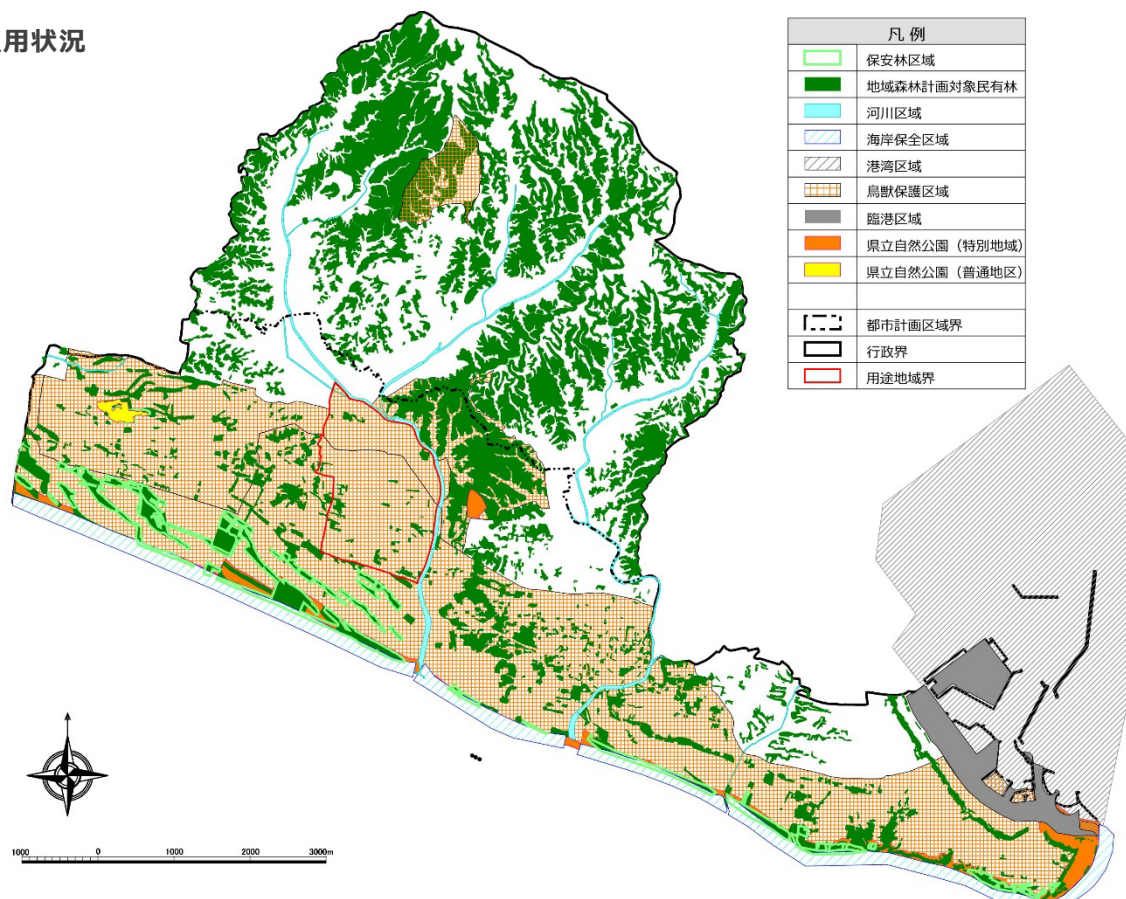
出典：国土数値情報

## ② 都市計画域内の土地利用現況



出典：平成 29 年度都市計画基礎調査

## ③ 法適用状況

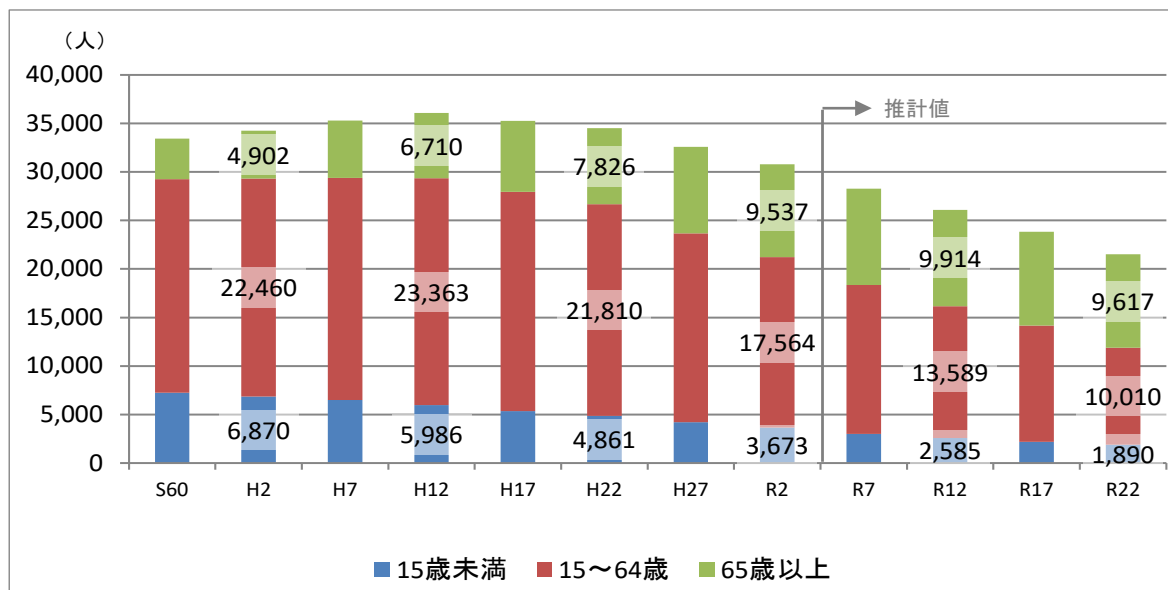


出典：平成 29 年度都市計画基礎調査をもとに作成

### (3) 人口

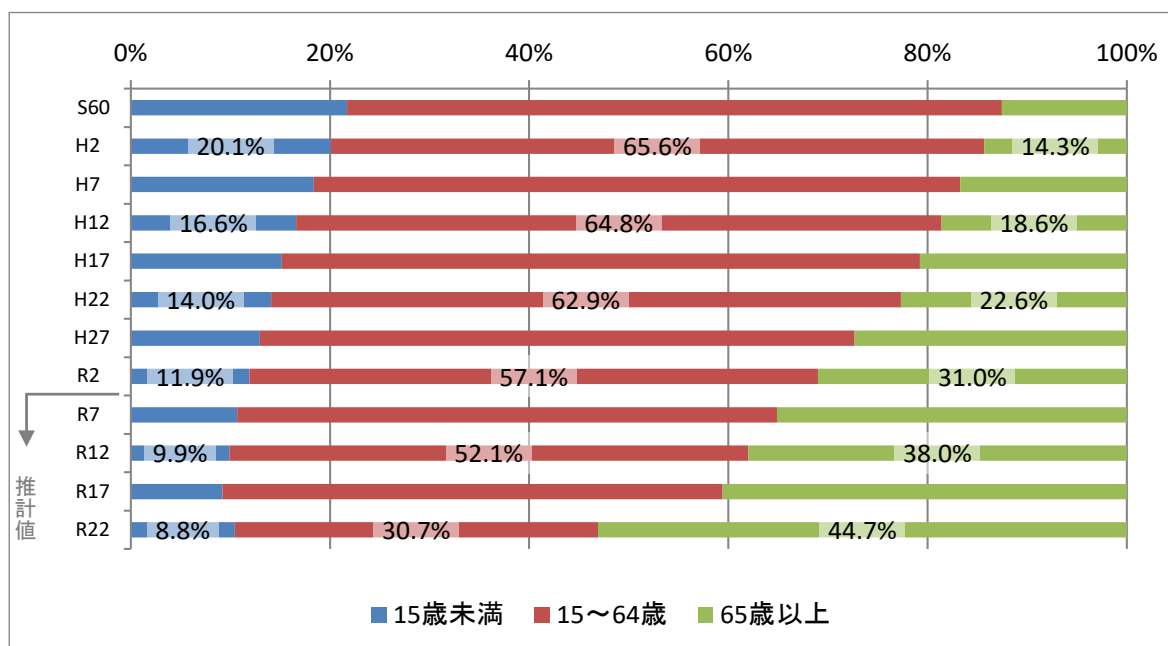
- 平成 12 年の 3.6 万人のピーク以降、人口は減少しており、令和 2 年には平成 12 年のピークから約 8.5 割まで減少しています。さらに人口減少は今後も進む推計（令和 2 年・約 3.1 万人⇒令和 12 年・約 2.6 万人）となっています。
- また高齢化は年々進んでおり、令和 2 年には約 3 割、令和 12 年には約 4 割が 65 歳以上となると推計されています。

#### ■ 総人口の推移



出典：R2 までは国勢調査、R7 以降は社人研推計の値（日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）

#### ■ 年齢 3 区分別人口割合の推移



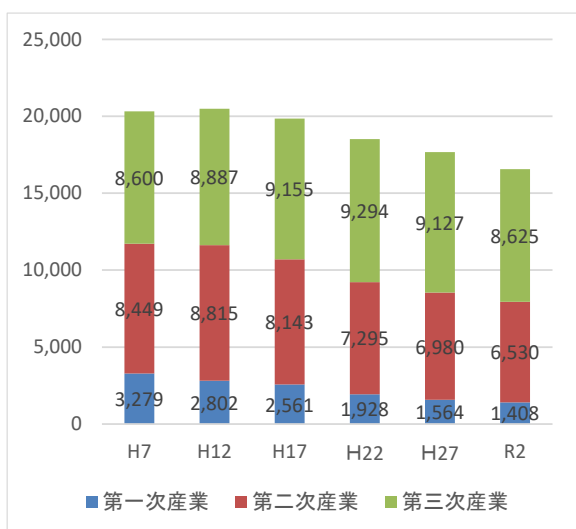
出典：R2 までは国勢調査、R7 以降は社人研推計の値（日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）

## (4) 産業

### 1) 産業の特徴

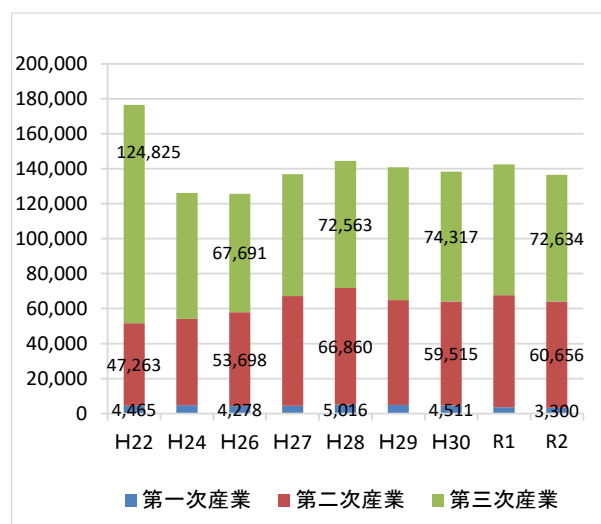
- 御前崎市の産業は、第一次産業が1割、第二次産業が4割、第三次産業が5割を占めています。
- 産業別生産額は、平成22年を境に大幅に減少しました。これは電気・ガス・水道業の割合が大幅に減少したこと＝原子力発電施設の稼働停止によるものと考えられます。
- 産業別就業者数は、平成12年をピークに多少の減少傾向にあります。第3次産業の就業者数はその他に比べて変動が少ないが、第1及び第2次産業従事者は減少しています。

#### ■ 産業就業者数



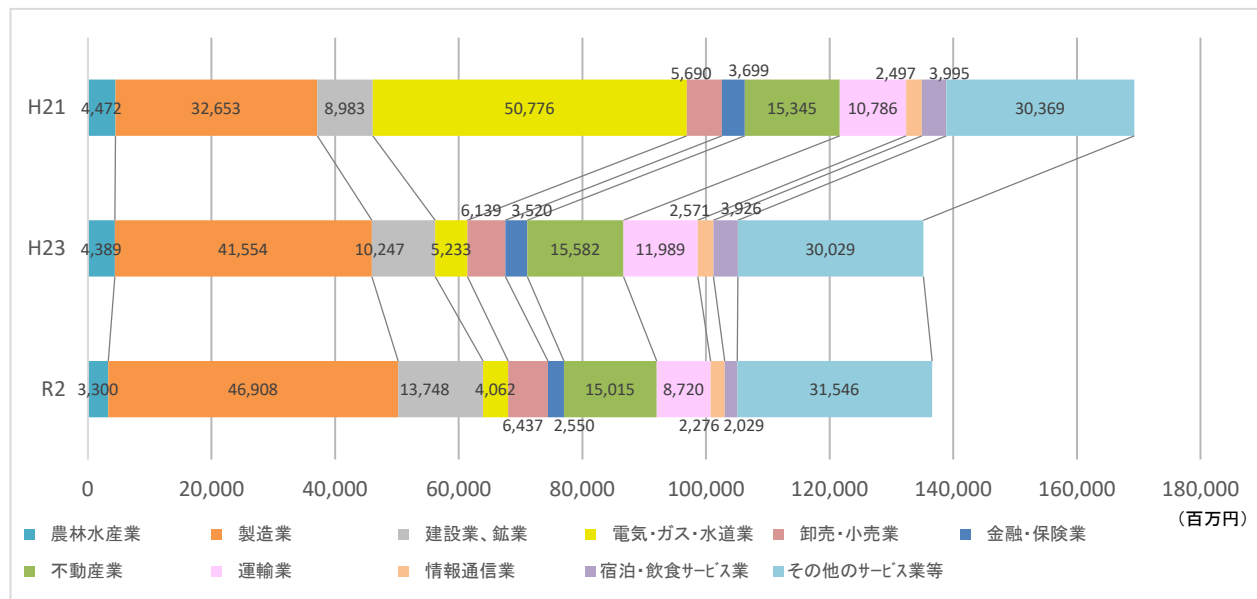
出典：令和2年しずおか県の地域経済計算

#### ■ 産業別生産額の推移



出典：令和2年国勢調査

#### ■ 総合生産額の推移



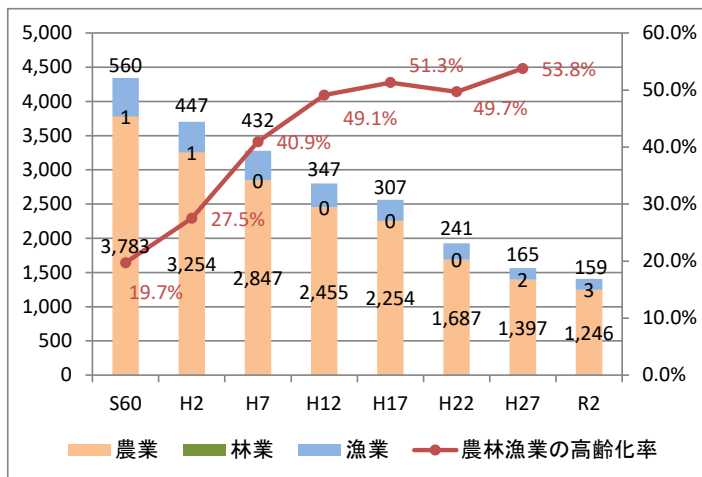
出典：令和2年しずおか県の地域経済計算

## 2) 農林漁業

- 農林漁業ともに従事者数は減少傾向にあり、さらに高齢化が進んでいる状況にあります。
- 特に従事者数が多い農業は、高齢化や後継者不足、宅地化の進行などにより、農家数とともに経営耕地面積は年々減少しています。このような背景から、遊休農地が増加しており、課題となっています。

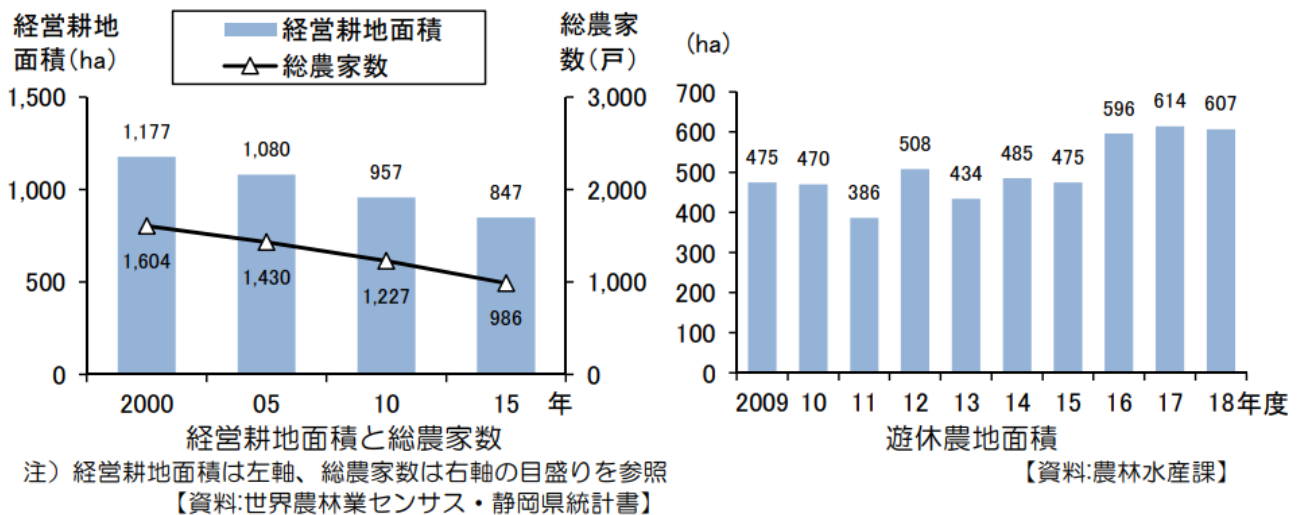
※ 御前崎市内に林業はない

### ■ 農林漁業の従事者の推移と高齢化率



出典：令和2年度国勢調査

### ■ 農業の状況



出典：第2次御前崎市環境基本計画

### 3) 観光

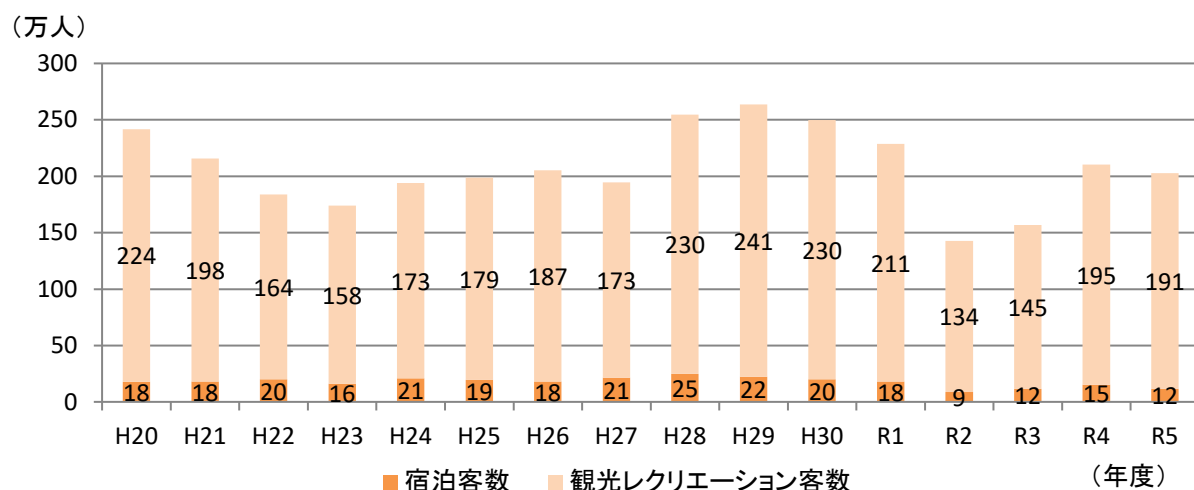
- ① 富士山静岡空港が開港した平成 21 年以降、観光客は減少しています。新東名高速道路が開通した平成 24 年以降は、大きな変動はありませんでしたが、平成 28 年の灯台改修工事終了後は観光客が増加し、平成 29 年には観光客数がピークを迎えました。しかし、令和 2 年 1 月に国内で確認された新型コロナウイルスの影響により、御前崎市の観光客数は減少し、その後回復傾向にあります。

宿泊客数は観光客数と同様に推移しているものの、宿泊数は観光客数の 1 割程度となっており、日帰りでの観光が主流となっています。

- ② 御前崎市の主な観光資源※として、以下が挙げられます。
- ・ 本市のシンボルであり、市初の国重要文化財に指定された「御前埼灯台」。
  - ・ 人工海浜公園。海水浴、マリンスポーツ、オートキャンプが楽しめる「マリンパーク御前崎」。
  - ・ 里山を背景に水と緑の豊かな自然、小鳥の声、人々のやすらぎと触れ合いのある「あらさわふる里公園」。
  - ・ 遠州七不思議に数えられるお櫃納めがある、「池宮神社・桜ヶ池」。
  - ・ ゴルフの名門コースである「静岡カントリー浜岡コース」。
  - ・ 御前崎市のブランド品である遠州夢咲牛や御前崎港で獲れるカツオ、いちごや芋切干などの特産品。
- ③ 御前崎市では一年を通して様々なイベントや催しが行われており、特に夏の間は海沿いを中心に多くのイベントが行われている。また植物についても公園や自然地で一年を通して様々な花々を見ることができる。

※ 御前崎市観光基本計画の御前崎市の主要な観光資源のうち、評価 A（観光資源である）とされたもの

#### ① 観光客数の推移



出典：令和 5 年度 静岡県観光交流の動向（静岡県）

② 主な観光資源

| 資源                       | 概略                                                                                                                                                           |                                                                                       |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 御前埼灯台                    | 1874 年、イギリス人技師ブラントンの監督のもとに誕生した白亜の洋式灯台。本市の観光シンボル。全国に 16 ケ所ある登ることができる灯台の 1 つ。令和 3 年には御前崎市初の国重要文化財に指定され、灯台下に平成 26 年 7 月に完成した「渚の交番」や「パシフィックカフェ御前埼」が新たな観光拠点に。     |    |
| マリパーク御前崎<br>(オートキャンプ場含む) | 人工海浜公園。海水浴、マリンスポーツ、オートキャンプが楽しめる。芝生広場。                                                                                                                        |    |
| あらさわふる里公園                | 総面積 15.4 ヘクタールの里山を背景に水と緑の豊かな自然、小鳥の声、人々のやすらぎと触れ合いのできる公園。バーベキュー施設や食事処、地場産品の農産物の販売施設を併設。ビオトープではトンボやメダカや野鳥等が見られ、展望台から遠州灘が望まれる。                                   |    |
| 池宮神社・桜ヶ池                 | 桜ヶ池での「お櫃納め」は遠州七不思議に数えられ、県の無形民俗文化財に指定されている。国道 150 号沿いの大鳥居は 22m の高さがあり、池宮神社の入口となっている。                                                                          |   |
| 静岡カントリー<br>浜岡コース         | ゴルフの名門コースである。レストランやホテル、ギャラリーは一般客も利用可能。会議などにも利用されている。                                                                                                         |  |
| いちご                      | 本市は、指折りのイチゴの産地で、主な品種として、果肉がしっかりした大粒の「紅ほっぺ」と、酸味が少なく上品な甘さの「章姫」が栽培されている。11 月から 5 月の間に楽しむことができる。                                                                 |  |
| 芋切り干し                    | サツマイモの伝来と干し芋の発祥の地として、本市で作られた干し芋。太陽と遠州のからっ風により、自然の甘みが美味しさをいっそう引き立てている。今も昔ながらの手作業で作られ、芋切り干し棚が並んだ風景は、本市の冬の風物詩でもある。                                              |  |
| カツオ                      | 好漁場に近い御前崎港は、カツオの水揚げも多く鮮度が高い。かつお節やなまり節などの加工品も人気。                                                                                                              |  |
| 遠州夢咲牛                    | 高い品質で知られる黒毛和牛。2000 年、J A 夢咲肉牛委員会が、地元で生産されている牛の良さを知ってもらうために、立ち上げたブランド。それまでも長い間、高品質の肉牛が育てられていた。肉質の追及と、安心の食材として、肥育した一定の品質基準以上の肉を『遠州夢咲牛（えんしゅうゆめさきぎゅう）』として販売している。 |  |

出典：御前崎市観光基本計画

### ③ 主なイベント等

|     |                                                                                       | イベント                                    |                                           |            |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
|     |                                                                                       | スポーツ                                    | 農業・漁業                                     | 歴史・文化      |
| 1月  | ・御前崎渚の交番 初日の出特別営業<br>・御前崎市成人式                                                         | ・御前崎市駅伝大会                               |                                           |            |
| 2月  | ・節分祭<br>・浜岡砂丘さくら祭り(3月上旬まで)<br>・梅・さくらまつり (3月中旬まで)                                      |                                         |                                           |            |
| 3月  | ・春のイベント (浜岡原子力館)<br>・ぶるる桜まつり                                                          |                                         |                                           |            |
| 4月  | ・鯉のぼり揚げ (あらさわふる里公園 5/19 まで)<br>・御前崎シーサイドピクニック 2024<br>・ゴールデンウィークイベント (御前崎渚の交番 5/5 まで) |                                         | ・茶園ピクニック 2024<br>・つゆひかりカフェ 2024 (5/12 まで) |            |
| 5月  | ・御前崎灯台まつり<br>・こどもの日イベント(浜岡原子力館)                                                       |                                         | ・2024 なぶら祭り                               |            |
| 6月  | ・ウミガメ保護活動見学会 (7月中旬まで)                                                                 |                                         |                                           | ・夏越の大祓     |
| 7月  |                                                                                       | ・マリンパーク御前崎海水浴場 (8月下旬まで)<br>・マリンスポーツフェスタ |                                           |            |
| 8月  | ・御前崎みなと夏祭 2024<br>・ジャンボかぼちゃ重量当てクイズ<br>・カメのふるさと勉強会・放流会<br>・夏のイベント (浜岡原子力館)             |                                         | ・                                         |            |
| 9月  |                                                                                       |                                         |                                           | ・桜ヶ池お櫃納め   |
| 10月 | ・御前崎市文化祭 (11/3 まで)<br>・御前崎渚の交番ハロウィンイベント                                               | ・御前崎マリンパークマラソン                          | ・新野カカン祭り 2024<br>・伊勢えび祭り (毎週木曜)           | ・高松神社・奉納相撲 |
| 11月 | ・御前崎市大産業まつり                                                                           |                                         |                                           |            |
| 12月 | ・御前崎灯台 夕暮れ参観<br>・正月用ミニ門松・しめ飾り教室                                                       |                                         |                                           |            |

令和 6 年 4 月 1 日時点  
出典：御前崎市観光基本計画

### ③-2 四季折々の花

|        | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| ツバキ    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| サクラ    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| ハマヒルガオ |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| ハナショウブ |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| スカシユリ  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| ハマボウフウ |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| ヒガンバナ  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| コスモス   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| ツワブキ   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |

(5) 市民活動

| 分野       | 活動内容                                                                                                                                                                                                    | 団体名               |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 施設<br>整備 | ○水神公園どんどん 遊歩道整備                                                                                                                                                                                         | 水神公園どんどんの会        |
|          | ○合戸地区海岸グランドゴルフ場環境整備                                                                                                                                                                                     | 合戸老人クラブ           |
|          | ○池新田天神山公園整備事業                                                                                                                                                                                           | 東町グランドワーク         |
|          | ○池新田大山自然公園整備事業<br>・天神山へハナウメ等の花木を植栽し地域住民の憩いの場として整備した。                                                                                                                                                    | 大山自然公園管理会         |
|          | ○大山不動尊広場整備                                                                                                                                                                                              | 大山町内会             |
|          | ○下岬公園内憩いの場整備<br>・地域の職人を始め、幅広く地域の皆さんにボランティア活動へ協力をいただき、下岬公園休憩所を新築し、つながり・ふれあいのある活動ができた。地域住民の方に喜んでいただいた。                                                                                                    | 下岬区町内会            |
|          | ○植物園ミニ看板設置<br>・植物園に植えた白羽柑子を故郷の名産として、多くの区民、市民に親しまれるよう植物園周辺にいる野鳥のミニ看板を設置した。                                                                                                                               | 白羽柑子普及会           |
|          | ○植物園の整備・維持管理と白羽柑子の市内への普及<br>・白羽柑子の苗木を近隣の保育園・幼稚園・こども園・小学校等に植樹した。<br>・植物園の劣化した杭を樹脂製の杭へ交換し、防風対策として防風網を設置・補修した。さらに仮植した白羽柑子の苗木をブラ鉢に定植した。白羽柑子を郷土の名産として、多くの区民・市民が親しめるよう、植物園周辺の整備と白羽柑子の普及活動を進めた。多くの人が訪れるようになった。 | 新神子区まちづくり委員会      |
|          | ○公儀山公園隣接広場への掲示板設置<br>○ミニ公園と植栽<br>・区内に伝わる徳川家康が愛した「白羽柑子」を植物園に植え、地域の歴史と文化を伝えることに意を注いだ。                                                                                                                     | 新神子区町内会           |
|          | ○ウォーキングコース整備<br>・史跡をめぐり、ウォーキングコース案内看板を設置し、地域住民のふれあい、健康づくりの場とした。<br>○白浜区コミュニティ広場整備<br>・区民の集う憩いの場所に木製ベンチを設置した。                                                                                            | 白浜区町内会            |
|          | ○御前崎エコパーク公園における遊歩道の砕石舗装による整備                                                                                                                                                                            | 御前崎エコクラブ          |
|          | ○池新田地区東部児童公園整備活動事業<br>・池新田地区東町 PTA 運営委員会は、土地賃貸借契約書の通り、土地諸州者の許可を得て、当該事業を実施した。東部児童公園内の整備を行い、大人から子供までの憩いの場としてコミュニケーションの活性化を図ることができた。                                                                       | 池新田地区東町 PTA 運営委員会 |
| 河川<br>整備 | ○池新田地区東部児童公園整備活動事業<br>・池新田地区東部児童公園管理委員会は、土地賃貸借契約書の通り、土地諸州者の許可を得て、当該事業を実施した。東部児童公園内の整備を行い、憩いの場として大人から子供まで活気あふれるまちづくりを図ることができた。                                                                           | 池新田地区東部児童公園管理委員会  |
|          | ○新野川右岸桜並木補植整備事業<br>・池新田東町所在の新野川右岸にソメイヨシノを植樹し、地域住民の憩いの場として整備した。                                                                                                                                          | 東町グランドワーク         |
|          | ○桜・菜の花のつどい実行のための植栽活動<br>・桜、菜の花のつどいを実行するため、新野川堤防に菜の花を植え活動を行った。<br>○桜・菜の花のつどい開催のための植栽活動<br>・花の咲く時期に合わせ「桜・菜の花のつどい」を開催した。当日は太鼓や歌の披露等があり、多くの住民が集まることで、コミュニティの活性化やにぎわいを創出することができた。                            | 八日会               |

出典：平成 27 年～令和 5 年度 御前崎市まちづくり活動支援補助金実績一覧

| 分野       | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 団体名                    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 河川<br>整備 | ○新野川景観整備<br>・新野川へ彼岸花の植栽を実施した。(全長 1,800mのうち 350m分を実施)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 東町早苗町河川愛護の会            |
|          | ○天神山植栽活動<br>・天神山の木々が枯れているところがあるため、さざんかを植栽し、景観を良くした。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 新野ながて河川愛護の会            |
|          | ○天神山植栽活動<br>・天神山へサザンカ等の花木を植栽し、地域住民の憩いの場として整備した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 特定非営利活動法人 御前崎市自然環境保全組合 |
|          | ○天神山北側植栽活動<br>・天神山北側へ河津桜 110 本を植栽し、地域住民の憩いの場として整備した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 環境保全対策協議会              |
|          | ○天神山植栽活動<br>・天神山の木々が枯れているところがあるため、さざんか等を植栽した。地域住民の避難地でもあるため、景観を良くし、地区住民の憩いの場としてコミュニケーションの活性化を図った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | きずなの活動実行委員会            |
|          | ○天神山北植栽活動<br>・天神山北側にカワヅザクラ、サザンカ、ナンキンハゼを植栽し、河川の景観を良くし、地域住民の憩いの場として、コミュニケーションの活性化を図った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |
| 歴史<br>文化 | ○下村勝次郎顕彰碑の設立<br>・地元の偉人である下村勝次郎の功績を称える顕彰碑を建設した。顕彰碑には詳細な業績を記しており、その内容を広く伝承し、地元の歴史を後世に伝えることができた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 下岬区町内会                 |
|          | ○浜水神社周辺植栽活動<br>・浜水神社を地域に親しまれる場とするため、周辺にやまもも等の花木を植栽した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 特定非営利活動法人<br>池新田再生     |
|          | ○城山古道復元プロジェクト<br>・比木城山（戦国時代の複郭式山城跡）の構成資産である古道の復元により既存資源であった賀茂神社・福田沢を含めた周回ルートが完成し地域資源の有効活用に至ってきた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 城山古道保存会                |
|          | ○史跡案内看板設置<br>・本年度は白浜区内の史蹟、名所等を紹介する案内看板を 2 基設置した。区外から、来訪者の道案内もできるようになった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 白浜区まちづくり委員会            |
|          | ○総合案内看板設置<br>・白浜区町内会では区内の史蹟、名所を紹介するとともに、健康づくりウォーキングコースにも活用するため、石原池及び増船寺駐車場に総合案内看板を設置した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 白浜区町内会                 |
|          | ○文化史蹟の看板設置<br>・町内にある史跡や文化財等を知ってもらい、ふるさと再発見の機会となった。<br>・文化財の看板、家康井戸を設置したことによって、ふるさとの魅力を再発見・学習する機会を提供できた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 新神子区町内会                |
|          | ○新野地区案内看板・他設置事業<br>・御前崎市を訪れていただく方に、史跡（釜原城）の案内看板を設置して史跡の説明や道案内看板の整備をした。<br>○新野佐馬助公案内看板整備<br>・新たに拡幅整備された道路から新野左馬助公墓所へ誘導墓する案内看板を設置したことにより、来訪安者がスムーズに墓所へ行くことができるとともに、交通の安全性が向上した。<br>○新野地域の歴史を次世代に継承する講演会<br>・NHK 大河ドラマ「どうする家康」放映に合わせ、新野の山城 4 城について考え、地域の歴史を次世代に継承し地域の発展に繋げるため、静岡古城研究会名誉会長の水野茂先生を招き、『どうした新野の城と高天神城の攻防』と題した講演会を開催した。当日は、市内外から 70 名が参加し、新野の山城群の歴史的意義や史跡としての重要性について解説をいただいた。この講演会により、山城群の保存・継承と新野の歴史を次世代に継承していく大切さをさらに高めることができた。 | 新野左馬助公顕彰会              |

出典：平成 27 年～令和 5 年度 御前崎市まちづくり活動支援補助金実績一覧

| 分野 | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 団体名            |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|    | <p>○新野地区史跡案内看板設置事業</p> <p>○「新野左馬助公の里」のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直虎応援プロジェクトの取組みとして、大河ドラマ「おんな城主 直虎」ゆかりの地であり、新野左馬助公の里でもある新野地区の地域活性化並びにPRのため、ポスターとチラシを作成し、開催する『新野カカン祭り』をPRした。当日は、約2,500人もの多くの来場者があり、地域活性化に寄与した。</li> </ul> <p>○新野地区史跡ハイキングコース看板設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新野地区内史跡ハイキングコースの看板を作成し、来訪者が迷わないよう案内看板も設置した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      | 新野未来塾          |
|    | <p>○御前埼灯台南側見晴らし台安全柵設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御前埼灯台南側見晴らし台のコンクリート柵が長年の塩害、経年劣化によりコンクリートが剥がれ、中の鉄筋が腐食してきており、非常に危険な為、修理改修して新しい柵に作り替えた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 上岬区町内会         |
|    | <p>○御前埼灯台の歴史文化の伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜灯台資料館の開設、灯台まつり及びみなと夏祭り等のイベントにおける資料展示・案内を通して、御前埼灯台の歴史文化を大勢の市民、観光客に周知することができた。また、御前埼市の魅力発信と行政と市民の協働による地域活性化に寄与した。</li> </ul> <p>○御前埼灯台資料館展示パネル作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御前埼沿岸の安全を守り、地域のシンボルとして親しまれてきた灯台の役割や歴史文化を市民、観光客に知ってもらうため、展示用パネルを作成した。</li> <li>市民の文化的所産の愛護、郷土愛の醸成、観光活用の一助に寄与できた。</li> </ul> <p>○情報紙「平成灯台守」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御前埼灯台の歴史文化の発掘や灯台資料館開設、イベント等の活動内容を掲載した情報紙を作成し、市内班回覧を3回実施した。今年は灯台150周年の周知に重点を置いた。市民が御前埼灯台の魅力や価値観を共有することによって、文化的所の愛護、郷土愛の醸成を図った。</li> </ul> | 御前埼灯台を守る会      |
| 祭り | <p>○上岬地区 納涼祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納涼祭を通じて町内会住民（区民）の交流を深め、地域のコミュニケーションを増やし明るい地域づくりとともに災害にも強い地域づくりに役立てる。小学生による踊りや、お囃子連によるお囃子の披露、抽選会、盆踊り等を実施した。多くの町内会住民（区民）が参加し、交流を深めることができた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 上岬地区 岬会        |
|    | ○池新田きずなの広場開催                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 池新田きずなの広場実行委員会 |
|    | ○第12回ふれあいコスモス祭り・第1回ふれあい祭り                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 朝比奈ふれあいの里クラブ   |

出典：平成27年～令和5年度 御前崎市まちづくり活動支援補助金実績一覧

## 2. 景観特性

### (1) 現況・課題整理の考え方

本市北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は岬や遠州灘海岸からなる砂丘地帯となっています。さらに、市街地は市の中心部に位置し、市を横断する県道大東相良線や県道御前崎堀野新田線沿いに居住地が、国道150号沿いに商業・業務施設や農地が広がっています。

これらの土地利用やネットワークを踏まえ、景観計画の上位計画である都市計画マスタープランでは、ゾーン、(拠点を中心にある程度の広がりを持つ)エリア、軸の3つ※で将来都市構造図を設定しています。

景観計画は都市計画マスタープランに掲げられた将来像を景観の視点から実現を目指すものであるため、将来都市構造図を踏まえつつ、本市の景観を

1. 特徴的な景観を有するエリア
2. エリアやゾーンをつなぐ軸
3. エリアや軸の景観を支えるゾーン

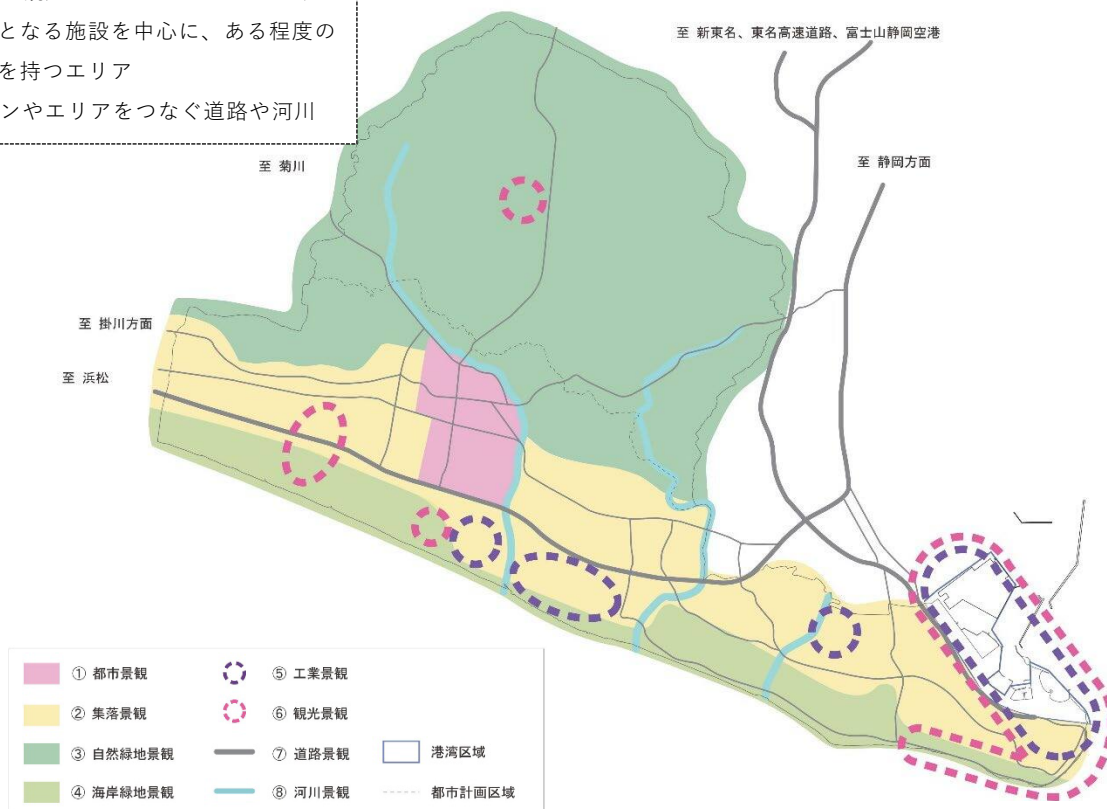
の3つの区分で捉え、上位関連計画・市民アンケート結果・市民景観ワークショップ結果を基に、現況課題を整理します。

### ■ 景観まちづくり区分

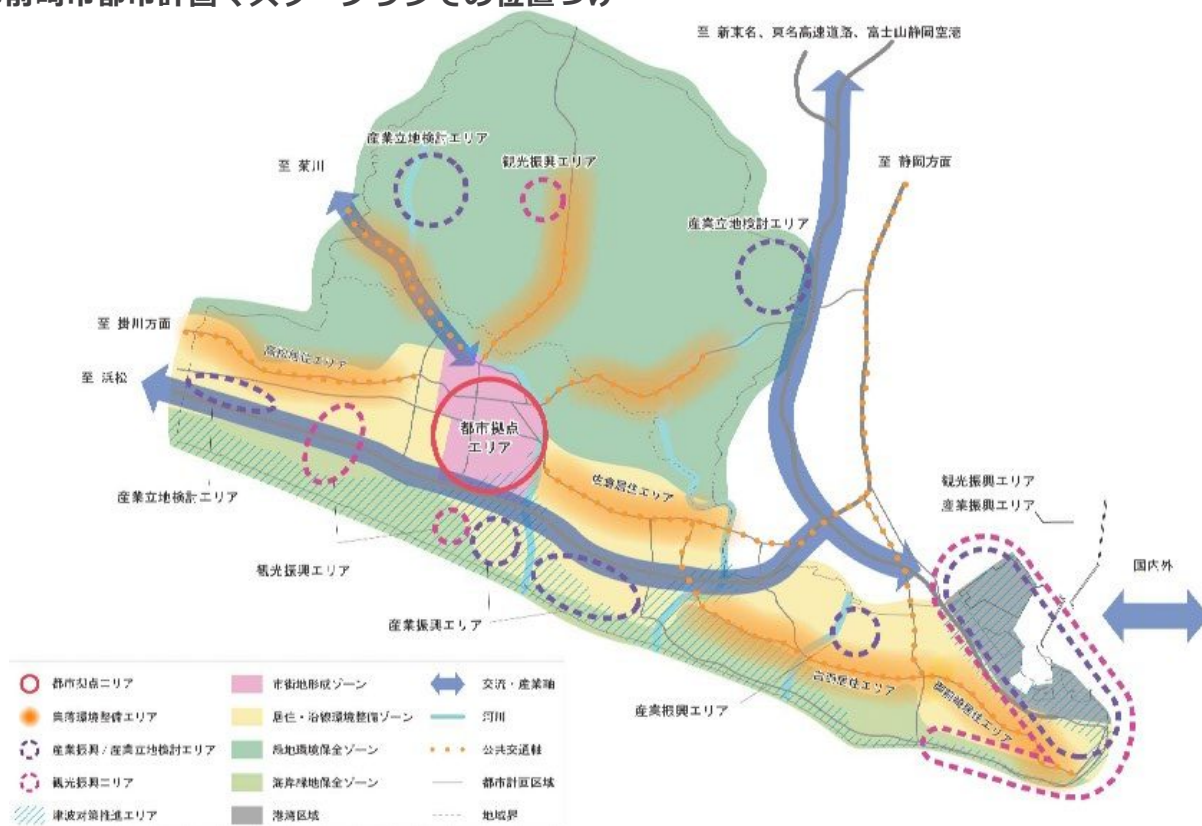
| 景観まちづくり区分 |            | 区分を構成する主な景観資源 |                |         |           |         | 都市マスの位置付けとの整合                             |
|-----------|------------|---------------|----------------|---------|-----------|---------|-------------------------------------------|
|           |            | A<br>自然       | B<br>農業や<br>集落 | C<br>都市 | D<br>歴史文化 | E<br>活動 |                                           |
| 1.<br>ゾーン | ①都市景観ゾーン   |               |                | ●       |           | ●       | ・都市拠点エリア（池新田）<br>・市街地形成ゾーン                |
|           | ②集落景観ゾーン   | ●             | ●              | ●       | ●         | ●       | ・居住・沿道環境整備ゾーン<br>・集落環境整備エリア（高松、佐倉、白羽、御前崎） |
|           | ③自然緑地景観ゾーン | ●             | ●              |         | ●         | ●       | ・緑地環境保全ゾーン<br>・集落環境整備エリア（朝比奈、新野、比木）       |
|           | ④海岸緑地景観ゾーン | ●             |                |         | ●         | ●       | ・（集落景観を除く）海岸緑地保全ゾーン                       |
| 2.<br>エリア | ⑤工業景観エリア   |               |                | ●       |           | ●       | ・産業振興エリア                                  |
|           | ⑥観光景観エリア   | ●             |                |         | ●         | ●       | ・観光振興エリア                                  |
| 3.<br>軸   | ⑦道路景観軸     |               |                | ●       |           | ●       | ・交流・産業軸などの道路                              |
|           | ⑧河川景観軸     | ●             |                |         |           | ●       | ・河川                                       |

## ■ 景観まちづくり区分図

- ※ゾーン：市街地、沿道に広がる住宅地、丘陵地から続く森林と農地、海岸線の緑地等
- ※エリア：工場や観光・ランドマークなど地域の拠点となる施設を中心に、ある程度の広がりを持つエリア
- ※軸：ゾーンやエリアをつなぐ道路や河川



## ■ 参考：御前崎市都市計画マスタープランでの位置づけ



## （２）現況・課題のまとめ

### 1. ゾーン

#### ① 都市景観ゾーン

池新田地区の用途地域内は、市役所・消防署・図書館・公園等の公共施設や教育施設に加え、大規模商業施設や小規模店舗、ホテル、住宅など、様々な施設が集積する市街地景観があるため、「都市景観ゾーン」とします。

- 池新田地区の用途地域内は、御前崎市役所、御前崎市消防署、御前崎市立図書館アスパル、八千代公園等の公共施設、御前崎市立浜岡中学校、静岡県立池新田高等学校等の教育施設に加え、大規模商業施設や小規模店舗、ホテル、住宅など、様々な用途の施設が集積している。
- これらの施設をつなぐ市道東町海岸線はプランターによる潤いがある通りとなっており、豊かな市街地の景観を創出している。
- また用途地域北側には、生垣や植栽により四季を感じる住宅地の景観がある。
- 東側にある新野川沿いでは、春の桜並木や菜の花、夏の新緑、秋の紅葉やススキなどによる四季折々の景観と水の潤いの景観を感じることができるとともに、ウォーキング等を楽しむ人々が見られる。新野川や天神山には多くの市民活動団体により、四季を彩る花々が植えられ、地域住民憩いの場として親しまれている。
- 南側の商業施設が集積するエリアでは、人々でにぎわう景観が見られる。
- 一方で人口減少等による空き地や空き家が発生しており、中心市街地としてのにぎわいのある景観の維持や、まちの顔としての風格づくりのため、景観に配慮した整備が必要となる。



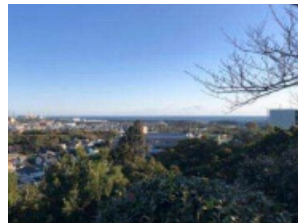
#### ■ 参考：主な景観資源

|      |          |                                                                                               |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然   | 自然       | 新野川、大山不動尊                                                                                     |
|      | 四季       | 桜、菜の花、ヒガンバナ、サザンカ、紅葉やススキ、プランターの花 等                                                             |
| 都市   | 公共施設等    | 御前崎市役所、御前崎市消防署、御前崎市立図書館アスパル、八千代公園、長者公園、大山自然公園、御前崎市立浜岡中学校、静岡県立池新田高等学校、御前崎市立はまおか幼稚園、池新田地区センター 等 |
|      | 道路       | 国道 150 号線、県道掛川浜岡線、県道大東相良線、市道東町海岸線、市道大山南北線、市道東町早苗町線、市道中町七ツ山線、市道中町東町線、市道七ツ山東山線等 等               |
| 歴史文化 |          | 丸尾記念館                                                                                         |
| 活動   | レクリエーション | ウォーキング 等                                                                                      |
|      | イベント     | 御前崎市大産業まつり、御前崎ハロウィンパーティー 等                                                                    |
|      | 市民活動     | 東町グランドワーク、大山自然公園管理会、新野ながて河川愛護の会、東町早苗町河川愛護の会、特定非営利活動法人御前崎市自然環境保全組合、環境保全対策協議会、きずなの活動実行委員会 等     |

## ② 集落景観ゾーン

本市を横断する県道大東相良線や県道御前崎堀野新田線沿いは住宅地の景観が、また国道150号沿いは商業・業務施設や農地の景観が広がっているため、「集落景観ゾーン」とします。

- ・ 本市を横断する県道大東相良線や県道御前崎堀野新田線沿いは住宅地が広がり、国道150号沿いは商業・業務施設や農地が広がっている。
- ・ 住宅地の周りには丘陵地から続く山林とその緑の景観が残されており、高松神社の高台では、緑に囲まれた市街地や海等を眺めることができる。また、大山不動尊などの高台では、市街地や海だけでなく、富士山等を眺めることができる。しかし、竹林の浸食などにより山林の荒廃が懸念されるため、保全が必要である。
- ・ 高松緑の森公園や門屋アスレチック広場、公儀山公園などの公園では、緑に囲まれたレクリエーションを楽しむ人々の景観を見ることができる。
- ・ 高松神社や大山不動尊、白羽神社や星の糞遺跡、池宮神社など、本市を代表する歴史資源が多く残されており、歴史景観とともに四季折々の花々や活気ある祭りの景観を楽しむことができる。しかし、人口減少や高齢化により、祭りの担い手が減少している。
- ・ 農地では、甘藷やネギなど砂地に適した農作物の栽培が盛んに行われており活気のある農業の景観をみることができるが、後継者や担い手の減少により荒廃化が進んでいるため、農地の保全や活用などが必要である。



## ■ 参考：主な景観資源

|       |          |                                                                                          |
|-------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然    | 森林、丘陵地   | 市街地周辺の丘陵地                                                                                |
|       | 四季       | 桜、ハナウメ、白羽柑子（しろわこうじ）、ツツジ、稲穂 等                                                             |
|       | 眺望点      | 高松神社、大山不動尊 等                                                                             |
| 農業や集落 | 農業       | 田畑、水田 等                                                                                  |
|       | 集落       | 高松地区・池新田地区・佐倉地区・白羽地区・御前崎地区                                                               |
| 都市    | 公共施設     | 市立御前崎総合病院、地区センター 等                                                                       |
|       | 公園       | 高松緑の森公園、公儀山公園、おさ川ふるさと公園、おまえざき公園 等                                                        |
| 歴史文化  |          | 桜ヶ池、池宮神社、高松神社、大山不動尊、白羽神社、増船寺、石原池、下村勝次郎顕彰碑、星の糞遺跡、胸形神社、ねこ塚、ねずみ塚                            |
| 活動    | レクリエーション | ハイキング 等                                                                                  |
|       | イベント     | 桜ヶ池お櫃納め、高松神社奉納相撲 等                                                                       |
|       | 市民活動     | 合戸老人クラブ、大山町内会、大山自然公園管理会、おさ川ふれあい公園管理組合、白羽柑子普及会、白浜区まちづくり委員会、白浜区町内会、新神子区町内会、上岬区町内会、下岬区町内会 等 |

### ③ 自然緑地景観ゾーン

本市の北部は、牧之原台地から続く丘陵地帯となっており、自然や茶畑・田園とともに集落の景観が広がっているため、「自然緑地景観ゾーン」とします。

- ・ 本市の北部は、牧之原台地から続く丘陵地帯となっており、自然や茶畑・田園とともに集落が広がっている。
- ・ この丘陵地等の自然とともにある農業と集落の景観は、新緑や夏の濃い緑、黄金色の稲穂、山々の紅葉など、四季折々で違う様子を見ることができ。
- ・ また丘陵地であることから多くの眺望点があり、地域の人々に愛されているため、活用が必要である。
  - … 神社からの眺望：佐馬武神社から南方を望む眺め
  - … 公園からの眺望：あらさわふる里公園展望台から遠くまで見渡せる昔から見慣れた景色、夜景 等
  - … 農地からの眺望：牧之原台地から広大な茶畑、南アルプス・山並みの見える景色等
- ・ しかし、山や谷に人が入らなくなったことによる産業廃棄物の不法投棄の増加や、農家の高齢化・担い手不足による、山間地域等における茶園などの荒廃化が懸念されるため、山林の保全や荒廃農地の活用などが必要である。
- ・ またエリアの各所に歴史資源が存在し、桜や新緑などの四季折々の花々と歴史が魅力的な景観を創出している。これらの歴史資源は将来にわたって保全・継承していくことや、歴史資源を活かして、地域の魅力を高めていくことが必要である。
  - … 朝比奈川左岸から桜を望む下水神社
  - … 賀茂神社前から福田沢川沿いの河津桜



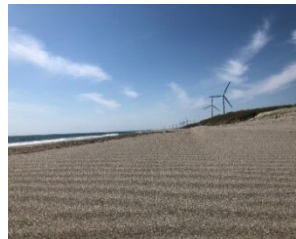
#### ■ 参考：主な景観資源

|       |          |                                                                                     |
|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然    | 森林、丘陵地   | 牧之原台地                                                                               |
|       | 四季       | 桜、やまもも、茶、蛍                                                                          |
|       | 眺望点      | あらさわふる里公園展望台、牧之原台地、左馬武神社、大陣原遺跡 等                                                    |
| 農業や集落 | 農業       | 水田、畑、茶畑                                                                             |
|       | 集落       | 新野地区、朝比奈地区、比木地区、高松・池新田・佐倉・御前崎地区（の一部）                                                |
| 都市    | 公共施設等    | 市民プールぶるる、地区センター                                                                     |
|       | 公園       | あらさわふる里公園、新野水のめぐみ公園、福田沢公園、比木自然公園、すいすいパークぶるる 等                                       |
| 歴史文化  |          | 下水神社、新野左馬助や医者墓様、八幡平、比木城山、比木賀茂神社（比木賀茂神社の社叢）、旧朝比奈小学校の黒松、駒形神社、薩田ヶ谷横穴群、旧妙音庵薬師堂、岩地八幡神社 等 |
| 活動    | レクリエーション | 新野カカシ祭り、ぶるる桜まつり、あらさわふる里公園イベント各種、茶園ピクニック 等                                           |
|       | イベント     | 新野カカシ祭り、ぶるる桜まつり、あらさわふる里公園イベント各種 等                                                   |
|       | 市民活動     | 特定非営利活動法人池新田再生、新野左馬助公顕彰会、新野未来塾、城山古道保存会、朝比奈ふれあいの里クラブ、福田沢保全林組合、新野水のめぐみ公園管理組合 等        |

## ④ 海岸緑地ゾーン

本市には延長約 16km に及ぶ浜岡砂丘を含む砂浜と松林が続く遠州灘の海岸が存在し、緑豊かな遠州灘周辺の景観を創出しているため、「海岸緑地景観ゾーン」とします。

- ・ 本市には延長約 16km に及ぶ浜岡砂丘を含む砂浜と松林が続く遠州灘の海岸があり、御前崎遠州灘県立自然公園や、国指定天然記念物である「御前崎のウミガメ及びその産卵地」に指定されている。
- ・ さらに、壮大な海と緑による海岸緑地の景観だけでなく、漁業・農業・観光などの活気ある生業の景観や海沿いに並ぶ風力発電の景観、海から富士山を望む眺望景観がある。
- ・ また朝日が昇る際や、夕日が沈みゆく景観を楽しむ観光客やサイクリスト、サーフィン・釣りなどのレジャーを楽しむ人の姿など、にぎわいの景観が見られる。さらに、良好な景観や自然を保全するために、市民や事業者による海岸清掃活動が活発に行われており、御前崎の海は市民から愛されている。
- ・ しかし、浜岡砂丘を含む遠州灘海岸は、ダム建設により天竜川からの流出土砂が減少している。また、海岸突堤などの構造物によって、沿岸を移動する砂の流れが阻害されて海岸侵食が起こり、年々砂浜が減少している他、海岸線ではゴミや流木などが目立つため、これからも協働で海岸景観を守っていく必要がある。
- ・ 海岸部に広がる防風林は、海岸部の緑の景観だけでなく、人々の暮らしを守るために砂や塩害・強風・災害を防ぐ重要な機能を持っているが、松枯れなどの恐れがあるため適切な保全が必要である。



## ■ 参考：主な景観資源

|       |          |                                                                   |
|-------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 自然    | 自然       | 御前崎海岸、松林（保安林）、浜岡砂丘、保全林、県立自然公園、マリパーク御前崎                            |
|       | 四季       | 風紋、ハマボウフウ、ハマヒルガオ、コウボウムギ、イワダレソウ 等                                  |
| 農業や集落 |          | 砂地農地、新開地                                                          |
| 都市    |          | 風力発電施設                                                            |
| 歴史文化  |          | 波小僧、白羽の風蝕礫産地、御前崎灯台、トーチカ、浜水神社                                      |
| 活動    | レクリエーション | 釣り、サーフィン、磯遊び 等                                                    |
|       | 市民活動等    | 東町保全林組合、本町保全林組合、中町保全林組合、新神子町内会、合戸町内会、塩原町内会、NPO法人や企業、団体による海岸清掃活動 等 |

## 2. エリア

### ⑤ 工業景観エリア

池新田地区南部や佐倉地区南部、白羽地区北部、御前崎港周辺は、工業団地や原子力発電施設、港湾関連施設が立地しており、工場や業務施設などの大規模施設が集積する壮大な景観を創出しているため、「工業景観エリア」とします。

- 池新田地区南部や佐倉地区南部、白羽地区北部、御前崎港周辺は、工業団地や原子力発電施設、港湾関連施設が立地しており、工場などの大規模施設が集積する壮大な景観を創出している。
- 池新田工業団地や白羽工業団地は、住宅地や自然地の近くに立地するため、新たな工業立地の際は周辺の土地利用や自然に配慮した整備が必要である。
- また重要港湾として位置付けられた御前崎港は、市民の就業の場だけでなく観光地としての面もあるため、港湾振興の場として環境や景観に配慮することが必要である。

…**御前崎港** : 大規模な流通工業施設や倉庫、コンテナ、クレーン等が並び、壮大な工業景観が見られる。その一方で近年はクルーズ船の寄港が始まり、事業者や市民による出迎えやにぎわいの姿を見ることができる。

…**御前崎漁港** : 御前崎魚市場では、水産物の水揚げやセリなど、早朝から活気のある姿を見ることができる。また御前崎港内では、大漁旗を掲げた漁船が美しい海と富士山の前に整然と並んでいる姿が見られる。

…**海岸線** : 海水浴、釣り、磯遊び、ウィンドサーフィン、クルージングなどの海洋レジャーの拠点となっており、人々が楽しむ姿が見られる。



### ■ 参考：主な景観資源

|    |          |                                           |
|----|----------|-------------------------------------------|
| 都市 | 工業団地     | 池新田工業団地、白羽工業団地                            |
|    | 施設       | 浜岡原子力発電所、御前崎港、御前崎魚市場、津波避難タワー 等            |
|    | 公共施設     | 静岡県御前崎港管理事務所、国土交通省御前崎港事務所、御前崎エコパーク 等      |
| 活動 | レクリエーション | 海、釣り、磯遊び、ウィンドサーフィン、クルージング、浜岡原子力発電所 PR 館 等 |
|    | イベント     | クルーズ船の寄港、春のイベント（浜岡原子力館）、みなと夏祭り            |
|    | 市民活動     | 海岸清掃活動、御前崎エコクラブ 等                         |

## ⑥ 観光景観エリア

御前埼灯台・御前埼海岸周辺、御前埼港周辺、あらさわふる里公園周辺、浜岡砂丘周辺、道の駅風のマルシェ御前埼周辺には多様な資源からなる個性や魅力を備えた景観が豊富に存在し、多くの観光客が訪れているため、「観光景観エリア」とします。

- ・ 本市には青い空と青い海といった自然・景観など天然の地域資源のほか、御前埼灯台や池宮神社・桜ヶ池に代表される歴史・文化資源、あらさわふる里公園やなぶら市場などの観光・レクリエーション施設、お茶やイチゴ等の農水畜産品など様々な資源に恵まれ、それに魅力を感じた観光客が多く訪れている。これらが創出する景観は自然だけでなく、市民の暮らしや生業によって長い年月をかけて形成されてきたものである。
- ・ 本市の観光振興を図るためには、市民等と協働で魅力的な観光景観が今後もあり続けるようにしていくこと、さらに魅力的になり人を惹きつけることが必要である。この際、個々の魅力を高めるだけでなく、本市一体としての魅力や回遊性を向上させることも必要である。

### … 御前埼灯台・御前埼海岸周辺

- ・ 御前埼灯台・御前埼海岸周辺は、市初めての国・重要文化財に指定された御前埼灯台やサーフィンのメッカでもある御前埼海岸等を有する市を代表する一大観光地である。
- ・ 起伏に富んだ地形が生む灯台と海の景観、遠州灘に沿って続くロングビーチとビュースポット、自然が生み出す変化を楽しむ遊歩道、磯遊びやマリンスポーツのにぎわいなど、魅力的な景観が集積している。
- ・ また朝日・夕日や灯台の灯りがある夜の景観など一日を通じて様々な景観を見ることができる。



### … 御前埼港周辺

- ・ 御前埼港周辺は、漁港や港湾が作り出す生業の活気とともに、御前埼の海を遊び・味わうことができるエリアである。
- ・ 近年ではクルーズ船が来航するなど、観光客の海の玄関口としても活用されている。
- ・ さらに、南国の雰囲気があるヤシの木通り（臨港道路1号線及び港内道路11号線）が観光客を出迎え、その周辺の高台にある道路や公園からは時間によって移り変わる海・港湾・富士山等への眺望を楽しむことができる。



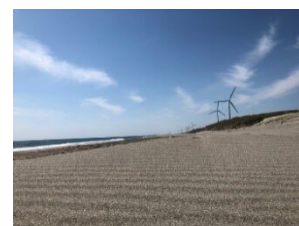
### … あらさわふる里公園周辺

- ・ 本市の北部には、豊かな山々に囲まれた良好な里山景観、公園・山林・青空・茶畑等の緑と空が一体となった景観と市街地～遠州灘の海までを望むビュースポットを持つ、あらさわふる里公園がある。
- ・ 公園内は植物にあふれており、春には茶畑や花見、夏には深緑、秋には紅葉やコスモスなど四季の移り変わりを楽しむことができる。
- ・ また園内ではBBQや花見など、一年を通じて様々なイベントが開催され、にぎわいの景観を楽しむことができる。



### … 浜岡砂丘周辺

- ・ 天竜川から放出する土砂が沿岸潮流に乗り、『遠州の空っ風』と呼ばれる強い西風によって内陸へ運ばれて形成された太平洋側最大級の砂丘である。
- ・ この砂丘では、自然と風が作り出す風紋、砂丘・海・朝日や夕日などが一体となった美しい景観、河津桜に彩られた河川を見ることができる。
- ・ またこの美しい景観を維持するために、市民や事業者が清掃活動を行っている。



### … 道の駅風のマルシェ御前崎周辺

- ・ 道の駅風のマルシェ御前崎周辺では、道の駅のにぎわいに加え、砂地農地や観光農園が立地し、農業と来訪者をつないでいることでにぎわいの景観を見ることができる。



## ■ 参考：主な景観資源

|       |          |                                                                                                     |
|-------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然    | 自然       | 御前崎海岸、自然公園、浜岡砂丘                                                                                     |
|       | 四季       | 桜、茶畑、サルスベリ、コスモス 等                                                                                   |
|       | 眺望点      | 女岩観音、港坂、マリンパーク御前崎、御前崎灯台、尾高海岸 等                                                                      |
| 農業や集落 | 農業       | あらさわふる里公園、道の駅風のマルシェ御前崎 等                                                                            |
| 都市    | 公共施設等    | 御前崎港、なぶら市場、なぶら館 等                                                                                   |
|       | 公園       | マリンパーク御前崎 等                                                                                         |
| 歴史文化  |          | 御前崎灯台、ねずみ塚、猫塚 等                                                                                     |
| 活動    | レクリエーション | サーフィン、磯遊び等のマリンレジャー 等                                                                                |
|       | イベント     | マリンパーク御前崎<br>御前崎アート・クラフトフェア、ディスクラッグチャンピオンシップ御前崎大会、御前崎シーサイドピクニック、マリンパーク御前崎海水浴場、マリンスポーツフェスタ、御前崎みなと夏祭り |
|       |          | 御前崎灯台<br>御前崎灯台まつり、灯台ワールドサミット in 御前崎、御前崎灯台夕暮れ参観                                                      |
|       |          | 港湾・港<br>クルーズ船の寄港                                                                                    |
|       |          | 浜岡砂丘<br>浜岡砂丘さくら祭り                                                                                   |
|       |          | あらさわふる里公園<br>鯉のぼり、茶園ピクニック、つゆひかりカフェ、ジャンボかぼちゃ重量当てクイズ、サルスベリ祭り、コスモス祭り、菊花展、正月用ミニ門松・しめ縄飾り教室、梅・さくらまつり      |
|       |          | 道の駅<br>北海道物産展 等                                                                                     |
|       |          | その他<br>御前崎市駅伝大会                                                                                     |
|       | 市民活動など   | 御前崎灯台を守る会、上岬区町内会、渚の交番 等                                                                             |

## 3. 軸

## ⑦ 道路景観軸

本市には国道 150 号や県道浜岡菊川線が骨格的な道路として、ヤシの木通り（臨港道路 1 号線及び港内道路 11 号線）やサンロード（県道佐倉御前崎港線）が観光地の道路として、その他道路はエリアや拠点をつなぐ道路として存在しているため、「道路景観軸」とします。

- 本市には市域を横断する国道 150 号や本市と菊川市をつなぐ県道掛川浜岡線や県道浜岡菊川線などが骨格的な道路として、その他の道路が骨格的道路からエリアや拠点をつなぐ道路として存在する。
- これらの道路は本市の暮らしや生業をつなぐ道路として利用されているが、道路沿いの雑草や空き家、太陽光発電施設等によって寂しい雰囲気が醸し出されているため、活気や潤いある道路景観の形成が必要である。
- また海沿いには、御前崎灯台、ウミガメ産卵地等の観光スポットに加え、ヤシの木により南国ムード漂う沿道景観を有する臨港道路 1 号線及び港内道路 11 号線や、海岸沿いの雄大な景色の中、時間や季節によって移り変わる景色の中を走行できるサンロード（県道佐倉御前崎港線）が存在し、観光地としての御前崎を代表する道路となっている。さらに海岸沿いには太平洋自転車道があり、良好な景観の中を走行できるサイクルロードを楽しむことができる。
- また市民の清掃活動や草刈りが活発に行われており、良好な景観が維持されている。
- しかし、道路沿いの雑草や道路にはみ出す木々、堆積する砂や塩害によってさびたガードレール、荒廃地や空き家等によって観光地周辺の道路景観が阻害されているため改善が必要である。また、より魅力的な観光地としていくために、良好な景観を引き立たせる整備も必要である。



## ■ 参考：主な景観資源

|    |               |                                                                                         |
|----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然 | 自然            | ヤシの木などの街路樹                                                                              |
|    | 四季            | 街路樹の紅葉 等                                                                                |
| 都市 | 骨格的な道路        | 国道 150 号、県道掛川浜岡線、県道浜岡菊川線、県道相良浜岡線、県道大東相良線、県道御前崎堀野新田線、県道御前崎堀野新田線、県道薄原地頭方線、市道玄保洗井線、市道北側緑橋線 |
|    | アクセス 周辺アクセス道路 | 国道 150 号、県道掛川浜岡線                                                                        |
|    | 産業 産業活動を支える道路 | 国道 150 号、県道大山東町線、市道新谷臨港線、市道寺坂線、市道長山線                                                    |
|    | 観光 観光振興に資する道路 | 国道 150 号、サンロード（県道佐倉御前崎港線）、港内道路 1 号線、港内道路 11 号線、臨港道路 1 号線、市道大山広沢線、市道大沢元根線                |
|    | 公共交通          | 路線バス、自主運行バス、タクシー                                                                        |
|    | 自転車道          | 太平洋岸自転車道（静岡御前崎自転車道・浜松御前崎自転車道）                                                           |
| 活動 | 市民活動          | アダプトロード・プログラム、ガーデンシティ池新田                                                                |

## ⑧ 河川景観軸

本市には、新野川をはじめとする 7 本の二級河川と 3 本の準用河川が流れています。これらは市域の南北を流れ、各エリアやゾーンをつなぐため、「河川景観軸」とします。

- ・ 市内には二級河川の新野川、箴川、中西川があり、それぞれ遠州灘に注いでいる。
- ・ 新野川は浜岡地区の中央部、箴川は佐倉地区と白羽地区の境、中西川は白羽地区を縦断するように流れている。
- ・ また、準用河川として福田沢川、高松川、大原川がある。
- ・ これらの河川は動植物の生息・生育場所だけでなく、緑や四季折々の花々や夕日に照らされる水面等を楽しみながら散策や川でのレジャーができる自然とにぎわいの景観が創出されている。
- ・ また市民の清掃活動や草刈りが活発に行われており、良好な景観が維持・創出されているため、今後も良好な河川環境や景観を守る整備や活動を続け、市民等の憩いの場やレクリエーションの場としての活用も必要である。



### ■ 参考：主な景観資源

|    |          |      |                                                                    |
|----|----------|------|--------------------------------------------------------------------|
| 自然 | 自然       | 二級河川 | 新野川、門屋川、篠ヶ谷川、浜岡朝比奈川、横舟川、箴川、中西川                                     |
|    |          | 準用河川 | 福田沢川、高松川、大原川                                                       |
|    | 四季       |      | 桜、菜の花、彼岸花、蛍 等                                                      |
| 活動 | レクリエーション |      | ウォーキング 等                                                           |
|    | イベント     |      | 桜・菜の花のつどい 等                                                        |
|    | 市民活動     |      | 東町グランドワーク、新野ながて河川愛護の会、東町早苗町河川愛護の会、きずなの活動実行委員会、NPO 法人池新田再生、福田沢保全会 等 |

### 3. 景観特性と目指すべき方向

#### (1) 豊富な自然景観がある

牧之原台地から続く森林や丘陵地、自然公園や浜岡砂丘を有する遠州灘を有し、緑と海に囲まれた豊富な自然景観があります。

また、市内を流れる潤いある河川や、暮らしの傍にある樹林地の景観があります。

これらの自然は本市の景観の根幹をなすものであるため、阻害要因を改善し、保全することが求められます。

#### (2) 自然とともにある暮らし・生業の中で形成し、育まれてきた景観がある

豊富な自然の中で育まれてきた、丘陵地に広がる茶畑や田畑、天竜川から運ばれてきた砂で行われる砂地農業、風を活用した風力発電、遠州灘で行われる活気ある漁業などの生業の景観があります。

また、歴史文化とともに作られ、現代まで継承されてきた新野左馬助公の墓所、高松神社、桜ヶ池、白羽神社、ねずみ塚、御前埼灯台などの景観があります。

このような良好な景観は、暮らしや生業の中で長い年月をかけて形成・育まれてきたため景観の保全や継承を行い、さらに魅力の増進や活用が求められます。

#### (3) 多様な景観資源がセットとなった眺望景観がある

本市は山と海に囲まれた地形であり、北部は牧之原台地から続く丘陵地、南部は御前埼灯台の建つ高台や遠州灘海岸・緑地が広がる平地です。

この起伏に富んだ地形と多様な景観資源により、あらさわふる里公園・高松神社・不動尊等からの市街地・風力発電・海等の眺望や、白羽支所・御前埼灯台・マリンパーク御前崎等からの海と富士山等がセットになった眺望など、市内各所では様々な眺望景観を望むことができます。

これらの眺望景観があり続けるために、景観資源の保全や良好な景観を感じられるよう活用していくことが求められます。

#### （４）四季や時間等のうつろう景観が創出されている

河川沿いや公園等では、桜やヤマモモ、ハナショウブ、アジサイ、スイレン、ハマヒルガオなどの四季折々の花々の景観、農地では稲穂や作物などの季節によって移り変わる景観、社寺などでは季節に併せて行われる行事やお祭りの景観があります。

また、御前埼灯台や浜岡砂丘、御前埼サンロードなどの御前埼海岸周辺では、海から登る朝日や沈む夕日、夜間の灯台の灯り等の景観など、時間帯によって移ろい変わる景観があります。

これらの景観は本市の良好な景観を更に引き立て、市民の愛着や誇りとなり、観光客を惹きつけています。

しかし、荒廃農地やゴミ、空き家等による景観阻害が見られるため、改善が必要です。

また景観資源の保全や継承だけでなく、さらに魅力を向上させるためには、良好な景観を感じられるよう活用していくことが求められます。

#### （５）道路や河川からなる景観がある

国道 150 号・臨港道路 1 号線・県道掛川浜岡線などの骨格となる道路や、ヤシの木通り（臨港道路 1 号線及び港内道路 11 号線）・サンロード（県道佐倉御前崎港線）・浜松御前崎自転車道線などの御前崎を代表する観光地の道路など、市街地と地域をつなぐ道路や観光地の道路沿いから見ることのできる景観があります。

また、市内を流れる新野川、箴川などの河川と河川敷の緑や人々の活動からなる河川景観があります。

しかし、荒廃農地やゴミ、空き家等による景観阻害が見られるため、改善が必要です。

さらに、本市の景観の魅力を高めるためには拠点をつなぎ・魅力を高めることや活用が求められます。

#### （６）市民や事業者などによるにぎわいや活動の景観が活発にある

御前崎海岸でのサーフィンや磯遊び等のマリンレジャー、公園でのグラウンドゴルフやあらさわふる里公園で行われる季節ごとのイベント、河川での散歩、里山でのハイキングなどのレクリエーション景観があります。

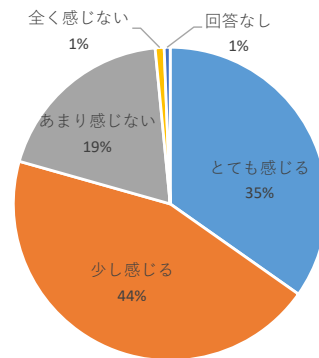
また、市民活動団体や事業者、来訪者などによる道路、河川、海岸、砂丘等の美化活動や地域活動が活発に行われています。

これからもにぎわいや活動が景観の維持・向上に寄与するよう、協働で取組むことが求められます。

## □ コラム：景観に関する市民意向調査

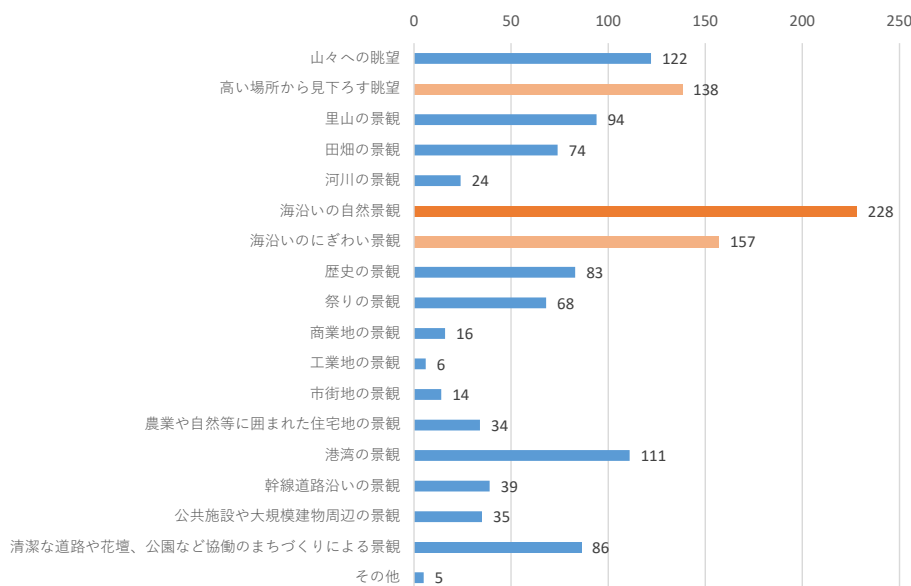
### ① 景観への愛着

- 御前崎市の景観について愛着を感じているとの回答（とても感じる・少し感じる）が約 8 割。
- 御前崎らしい景観は、海を第一として山などの自然が豊富に存在していることや、その中にある暮らしとの回答が多い。

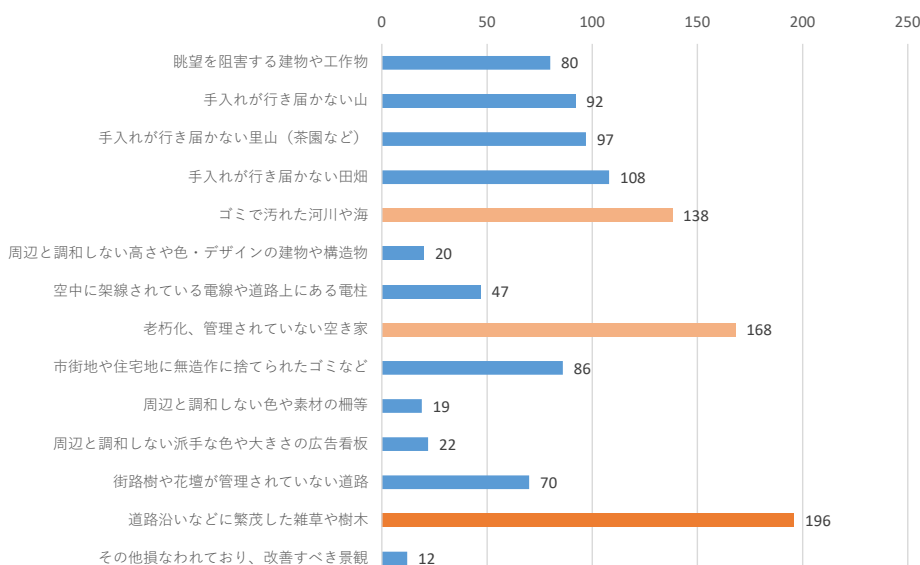


### ② 良い景観・悪い景観

- 御前崎市の良い景観は、海周辺の景観（自然景観、にぎわいの景観、御前埼灯台をはじめとする海周辺の高台）が良好な景観であると考えられている。優先的に景観づくりに取組む必要がある場所についても海や海岸線との回答が最も多い。

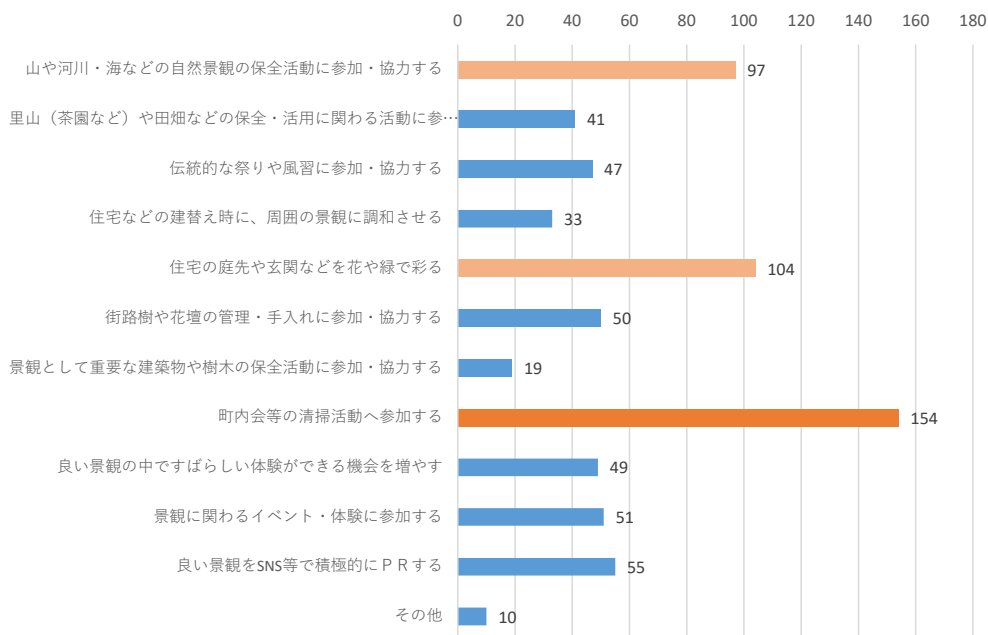
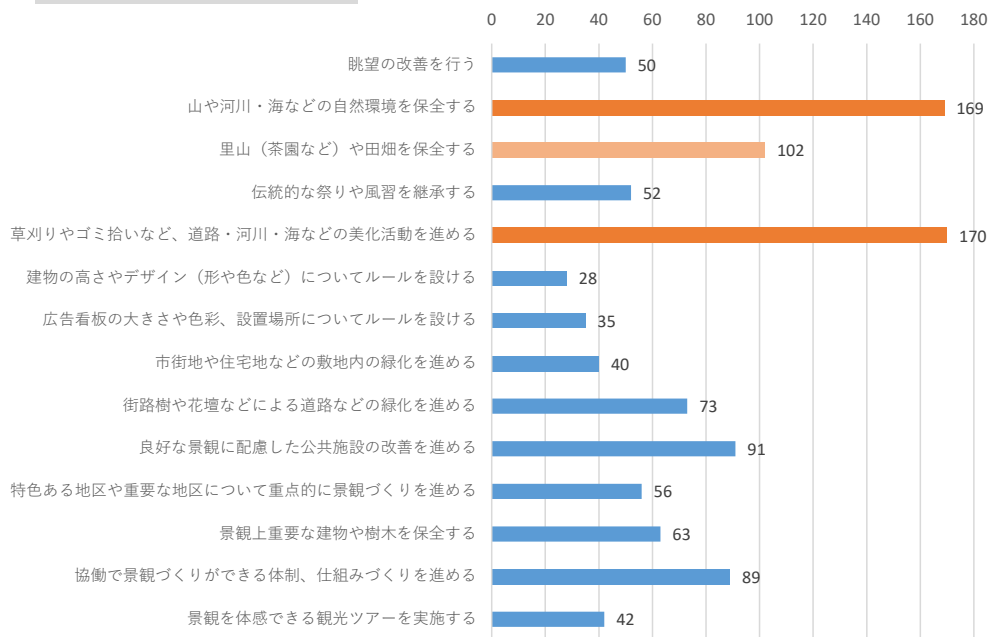


- 御前崎市の悪い景観は、雑草やゴミによって荒れた道路や河川・海との回答が多い。その中でも道路沿いについては優先的に景観改善について取組む必要があるとの回答が多い。



## ③ 協働

- ・ 良い景観のためには美化活動が必要であるとの回答が多く、またそのため町内会への清掃活動への参加意欲が最も高くなっている。



## Ⅲ 目指すべき景観像及び景観形成方針の設定

1. 景観形成目標
2. 良好な景観形成に関する方針

## 1. 景観形成目標

「自然と暮らし・生業、うつろいの景観が一体」となった、  
『愛着と魅力あふれる御前崎市』  
～ 協働での景観まちづくり ～

御前崎市には温暖な気候と豊富な自然景観、農業や集落の景観、市街地や工業の景観、御前埼灯台やサーフィンなどの歴史・文化景観、豊かな環境の中で行われる産業景観などがあります。また観光資源に恵まれ、御前埼灯台と海、漁船と漁港、砂丘、丘陵地に広がる茶畑、高台からの海と富士山への眺望など、特徴的な景観を有しています。

これらは豊かな自然の中での市民の暮らしや事業者等の営みが形成・育んできた景観です。さらに、これらの景観は季節や時間ごとに違う様子をみせ、市民や来訪者等に愛されてきました。

本市を取り巻く社会情勢が変化する中でも「市民等が愛着や誇りを持ち住み続ける・市外から魅力を感じ来訪したくなる御前崎」を実現するために、市民・事業者・行政・来訪者の協働で御前崎ならではの景観を再認識し守ってだけでなく、景観を磨き・つなぐことで、より魅力的な景観を魅せることを目標とし、愛着や誇りの深化に努めていきます。

## 2. 良好な景観形成に関する方針

### 1 御前崎らしい景観を保全し、受け継いでいく

牧之原台地から続く山々や遠州灘などの豊かな自然、その中で培われてきた農業や漁業・観光業等の生業、歴史やレクリエーション等の暮らしやにぎわい、また季節や時間帯ごとに移ろい変わる景観が一体となって御前崎らしい景観を創出しています。

これらが後世に渡ってあり続けるために、景観を阻害する建築物や工作物等が発生しないよう基準を設定することや、大切な建造物や樹木を景観重要樹木等に位置付けることで保全に努め、受け継いでいきます。

### 2 景観を磨く（より良くする・良さが伝わるようにする・活用する）ことで高める

市民や事業者が愛着や誇りを持ち続け、市外から魅力を感じ来訪したくなる御前崎市を形成するためには、御前崎らしい景観の保全・継承だけでなく、景観を高めていくことが必要であるため、既存の景観を磨いていきます（より良くする・良さが伝わるようにする・活用する）。

例えば「より良くする」ためには、お出迎えの景観を形成するために、施設前の緑化や、電線の地中化などの景観配慮等を行います。「良さが伝わるようにする」ためには、荒れている眺望点を整えます。「活用する」ためには、安全に磯遊びができる空間をしつらえ、景観を楽しめるようにするなど考えられます。

### 3 魅力的な景観がつながった移動の景観を創出する

本市には自然、生業や産業、市街地、暮らし等の良好な景観が点在しており、その間に道路や河川の景観が存在します。

これらの景観を一体とし、魅力を向上させるため、例えば拠点へアクセスする際に良好な景観が見え隠れするよう整えたり、移動するごとに変わる景観を創出することなどで、良好な景観をつなぎ、移動するにつれて移り変わり・人々を楽しませる移動の景観を創出します。

### 4 協働で景観まちづくりを進める

本市では多様な主体によって景観を守り・活用する活動が活発にみられます。

このような良好な景観に係わる活動は、愛着や誇り・魅力増進につながります。

このため、まちが住民ひとりひとりの資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう、これからも協働による海岸清掃や河川の維持管理の継続、新たな取組みなどにより、市民・事業者・行政の協働で景観まちづくりを進めていきます。

## **IV 良好な景観形成のための行為の制限**

- 1. 良好な景観の形成のための  
行為の制限について**
- 2. 届出対象行為**
- 3. 景観形成基準**

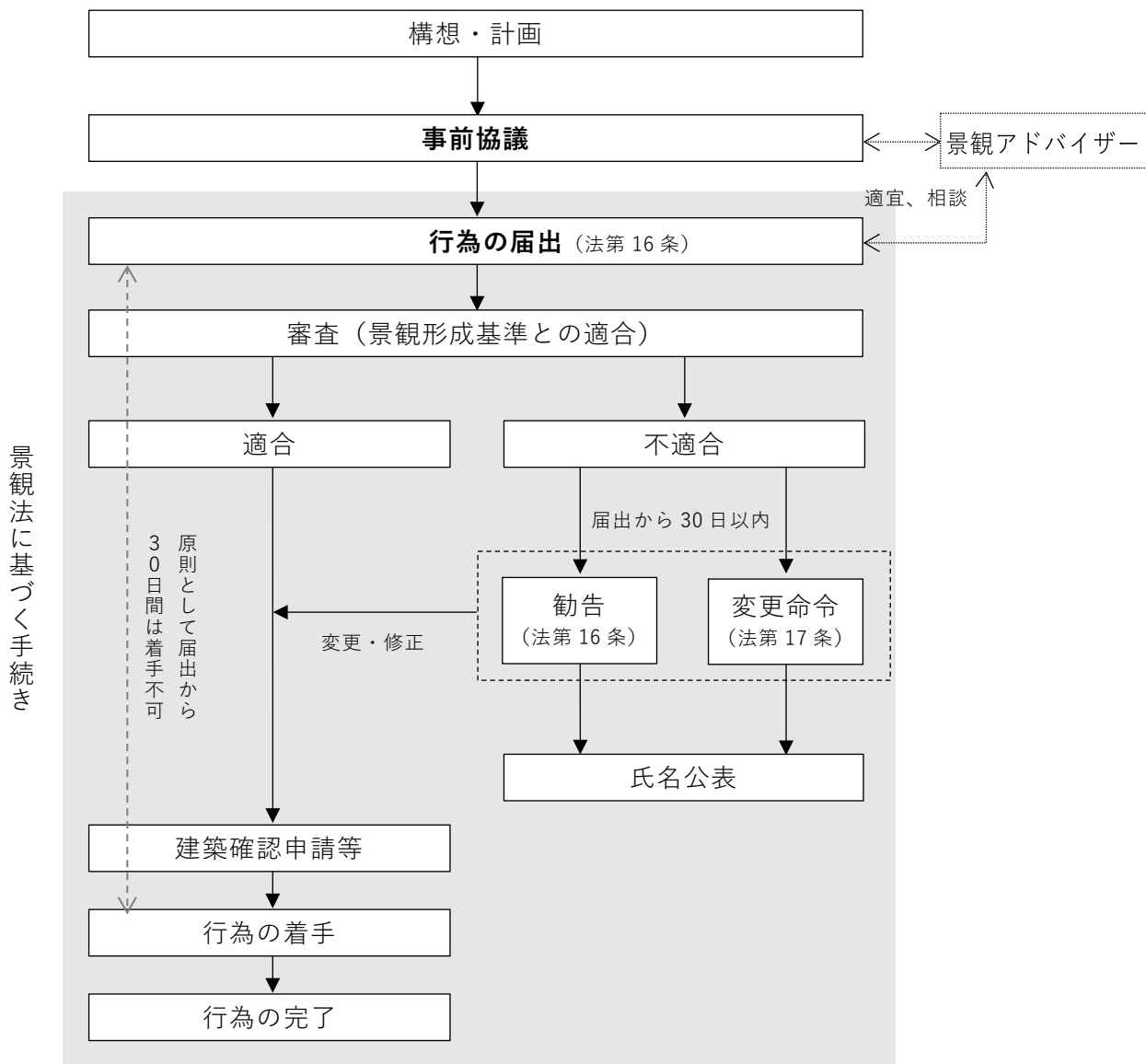
## 1. 良好な景観の形成のための行為の制限について

目標達成に向け、景観上問題がある建築物等を防ぎ、良好な景観の形成に資するよう誘導するため、

- ① 届出対象行為（届出を要する行為やその規模）と、
- ② 景観形成基準（届出対象行為ごとに、良好な景観形成へと誘導するための行為の制限の基準）を設定します。

また、行為を行う方とともに良好な景観を形成していくためには、構想・計画段階から景観に関する検討が必要となります。このため、景観法に基づく「行為の届出」に先行して、事業主体と市などで「事前協議」を行い、設計前に景観への配慮事項を調整していきます。

### ■ 届出の流れ



## 2. 届出対象行為

### (1) 建築物

| 行為の種別                                                                 | 届出対象要件<br>(以下のいずれかに該当するもの)                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・建築物(※1)の新築、増築、改築<br>もしくは移転、外観を変更する<br>こととなる修繕もしくは模様<br>替えまたは色彩の変更の行為 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ(※3) 10m超</li> <li>・延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>※ただし、見付面積(※2) 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外とする</p> |

※1 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。

※2 「見付面積」とは、張間（短辺）方向又はけた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。（建築基準法施行令第46条第4項）

※3 「高さ」とは、建築基準法で定める高さとする。

## (2) 工作物

| 行為の種別                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 届出対象要件                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更<br><br>(※3) | 垣・柵・擁壁・その他これらに類するもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・高さ (※3) 3 m超<br><br>※ただし、見付面積 (※2) 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外とする                                             |
|                                                               | その他、以下の工作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙突、排気塔 その他これらに類するもの</li> <li>・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの</li> <li>・ 高架水槽、物見塔 その他これらに類するもの</li> <li>・ コンクリートプラント、アスファルトプラント その他これらに類するもの</li> <li>・ 石油、ガス、穀物等を貯蔵する施設 その他これらに類するもの</li> <li>・ 電気供給のための電線路、有線電気通信の線路、空中線系（その支持物を含む） その他これらに類するもの</li> <li>・ 風力発電施設 その他これらに類するもの</li> <li>・ その他、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れがあると市長が認めたもの</li> </ul> | ・高さ (※3) 10m超<br><br>※ただし、見付面積 (※2) 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外とする                                             |
|                                                               | 太陽光発電事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ・事業区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上（建築物の屋根または屋上へ設置するものを除く。）のもの。<br><br>※ただし、見付面積 (※2) 1/2 未満の外観の変更の場合は、届出対象外とする |

※2 「見付面積」とは、張間（短辺）方向又はけた行き（長辺）方向の鉛直投影面積のこと。（建築基準法施行令第46条第4項）

※3 「高さ」とは、建築基準法で定める高さとする。

**(3) 開発行為**

| 行為の種別                    | 対象      | 届出対象要件                          |
|--------------------------|---------|---------------------------------|
| ・ 開発行為<br>(都市計画法第4条第12号) | 都市計画区域  | ・ 開発区域 3,000 m <sup>2</sup> 以上  |
|                          | 都市計画区域外 | ・ 開発区域 10,000 m <sup>2</sup> 以上 |

**(4) その他、土地の形質の変更（御前崎市土地利用事業）**

| 行為の種別                               | 届出対象要件                         |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| ・ その他、土地の形質の変更<br>(御前崎市土地利用事業) (※4) | ・ 事業区域 1,000 m <sup>2</sup> 以上 |

※4 「その他、土地の形質の変更（御前崎市土地利用事業）」とは、御前崎市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第2条に定められた事業

※ ただし、次の行為は届出を要しないものとする。

| 根拠         | 行為の種別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観法第16条第5項 | ・ 国または地方公共団体が行う行為（ただし、通知は必要）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 景観法第16条第7項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の管理行為、軽易な行為</li> <li>・ 非常災害のため必要な応急措置</li> <li>・ 景観重要建造物について許可を受けて行う行為</li> <li>・ 景観重要公共施設の整備</li> <li>・ 景観重要公共施設について許可を受けて行う行為</li> <li>・ 国立公園、国定公園の特別地域等において許可を受けて行う行為（ただし、景観計画に基準が定められている場合）</li> <li>・ 地区計画等の区域内において行う土地の区画形質の変更、建築物の建築等<br/>など</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
| 景観法施行令第8条  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下における行為</li> <li>・ 仮設の工作物の建設等</li> <li>・ 除伐、間伐、整枝など木竹の保育のために通常行われる伐採</li> <li>・ 枯損した木竹、危険な木竹の伐採</li> <li>・ 自家の生活のために必要な木竹の伐採</li> <li>・ 法令に基づく処分による義務の履行として行う行為</li> <li>・ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、以下のいずれにも該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の建築等</li> <li>(2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等</li> <li>(3) 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道もしくは林道の設置</li> <li>(4) 土地の開墾</li> <li>(5) 森林の皆伐</li> <li>(6) 水面の埋立て又は干拓<br/>など</li> </ul> </li> </ul> |
| 景観法施行令第10条 | ・ 国指定の文化財の指定地域で行う行為 など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

### 3. 景観形成基準

#### (1) 建築物

| 項 目      |                  | 内 容                                                                                                                                                                                                     |
|----------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置       | —                | ・周辺の地形やまちなみ等の景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とするよう努める。                                                                                                                                                        |
| 高さ       | —                | ・背後の自然景観や周辺のまちなみ景観を阻害しない高さとなるよう努める。<br>・高台から見下ろす眺望や、市街地から山並みなどへの眺望を阻害しない高さとなるよう努める。                                                                                                                     |
| 形態<br>意匠 | —                | ・周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするよう努める。                                                                                                                                                                          |
|          | 色 色彩             | ・建築物の外壁や屋根は派手な色彩を避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とするよう努める。<br>・具体的には、日本産業規格 Z 8721「三属性による色の表示方法」(以下、マンセル値)において、下記の範囲とするよう努める。<br>… R、Y、YR の彩度は「6 以下」とする。<br>… GY、G、BG、B、PB、P、RP の彩度は「2 以下」とする。<br>… 明度は「制限なし」とする。 |
|          | マンセル値の規定に係わらない場合 | ・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は、マンセル値の規定に係わらない。<br>・地域の景観特性を表すものであると市長が認めるものは、マンセル値の規定に係わらない。                                                                           |
| 緑化       | —                | ・建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣とするよう努める。                                                                                                                                                   |
| 付属施設     | —                | ・屋上に設ける設備は、外部から見えにくい位置に設置するか、目隠し等により見えにくくするよう努める。<br>・電気室、機械室、トイレ、ゴミ置場等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体や周辺景観と調和するデザインとするよう努める。                                                                                   |

## (2) 工作物

| 項 目     |                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置      | －                | ・周辺の地形やまちなみ等の景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とするよう努める。                                                                                                                                                                     |
| 高さ      | －                | ・背後の自然景観や周辺のまちなみ景観を阻害しない高さとなるよう努める。<br>・高台から見下ろす眺望や、市街地から山並みなどへの眺望を阻害しない高さとなるよう努める。                                                                                                                                  |
| 形態      | －                | ・周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするよう努める。                                                                                                                                                                                       |
| 意匠      | 色 色彩             | ・工作物の外観は、派手な色彩を避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とするよう努める。<br>・具体的には、日本産業規格 Z 8721「三属性による色の表示方法」（以下、マンセル値）において、下記の範囲とするよう努める。<br>… R、Y、YR の彩度は「6 以下」とする。<br>… GY、G、BG、B、PB、P、RP の彩度は「2 以下」とする。<br>… 明度は「制限なし」とする。                |
|         | マンセル値の規定に係わらない場合 | ・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は、マンセル値の規定に係わらない。<br>・地域の景観特性を表すものであると市長が認めるものは、マンセル値の規定に係わらない。                                                                                        |
| 緑化      | －                | ・工作物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化するよう努める。                                                                                                                                                                                  |
| 堀、柵     | －                | ・建物本体や周辺のまちなみと調和し、透過性の確保や緑化により、圧迫感のないものとするよう努める。                                                                                                                                                                     |
| 太陽光発電設備 | 配置・緑化            | ・尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けるよう努める。<br>・公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに適切な囲いや植栽等により景観上有効な遮蔽措置を講じるよう努める。 |
|         | 色彩               | ・太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様とするよう努め、周囲と調和した目立たない色彩とするよう努める。                                                                                                              |

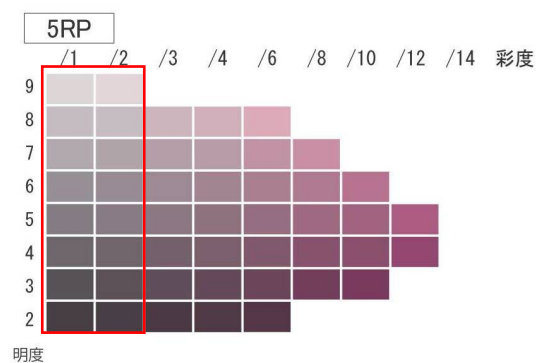
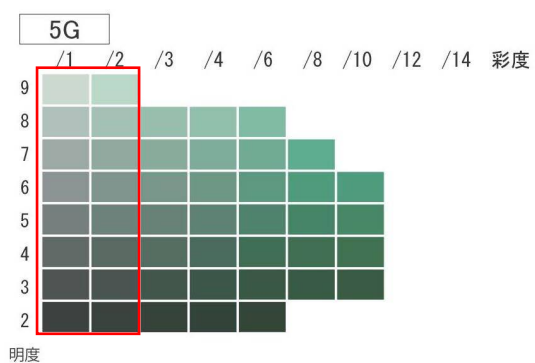
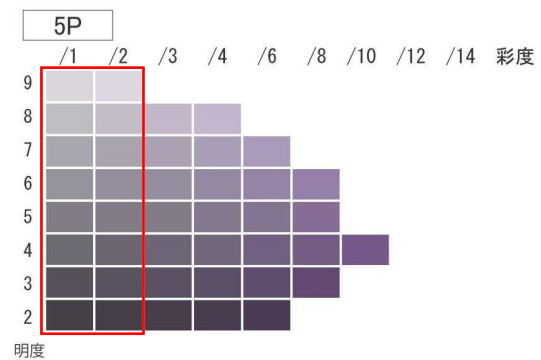
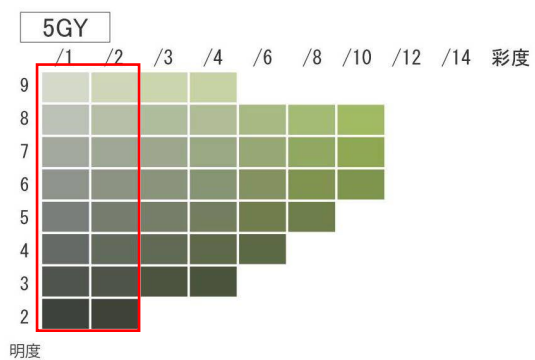
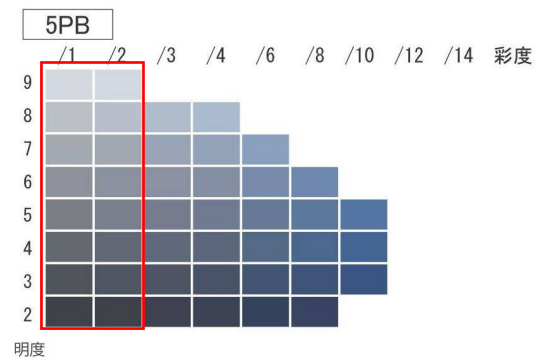
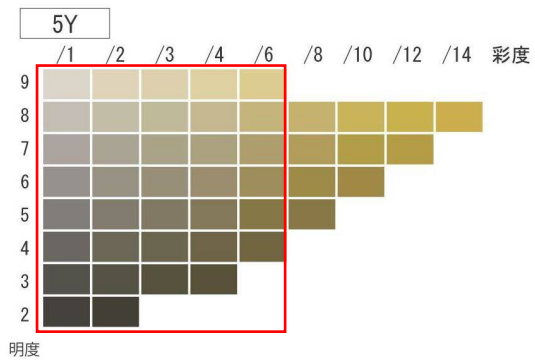
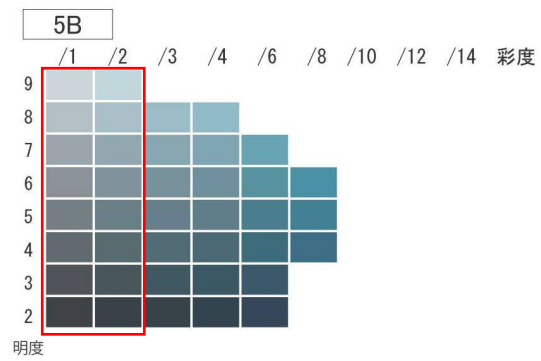
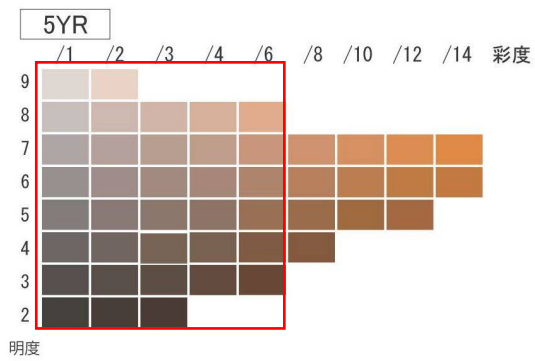
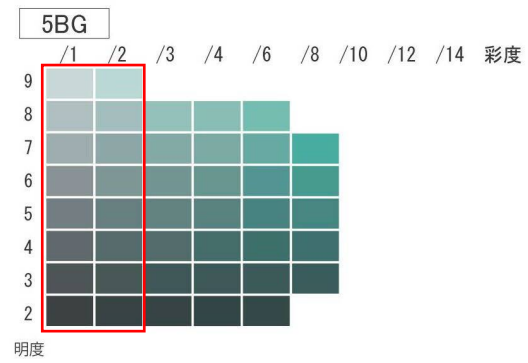
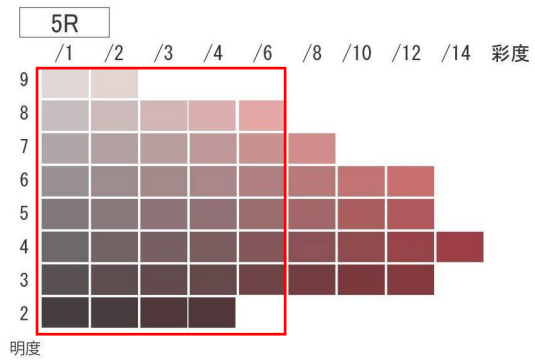
## (3) 開発行為

| 項 目   | 内 容                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 土地の形状 | ・ 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かすよう努める。                                                |
| 緑化    | ・ 周囲にある既存樹木等の保全や緑化に努める。<br>・ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともに、描画等を行わないよう努める。 |
| その他   | ・ できるだけ周囲にある既存樹木等の保全や緑化に努める。                                                     |

## (4) その他、土地の形質の変更（御前崎市土地利用事業）

| 項 目   | 内 容                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 土地の形状 | ・ 土地の形質の変更は、必要最小限とするよう努める。<br>・ 行為後の土地の地形や景観が、周辺の景観と著しく不調和にならないよう配慮に努める。 |
| 緑化    | ・ 周囲にある既存樹木等の保全や緑化に努める。                                                  |

## ■ 色彩基準一覽



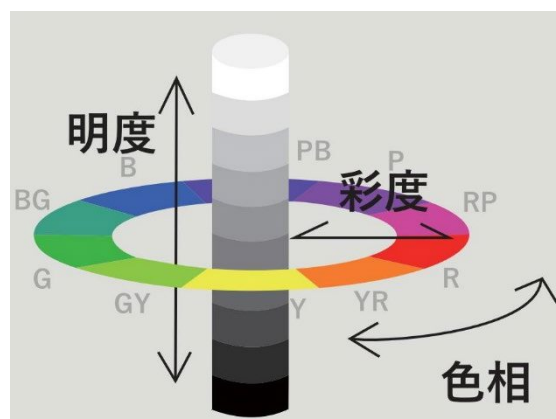
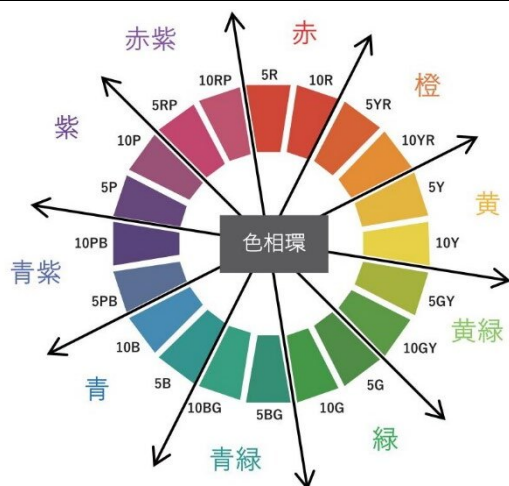
## □ コラム：マンセル値について

## 【色の種類】

- 色は、赤・黄色・緑・青・紫の基本となる5色と、  
基本色の中間色であるオレンジ、黄緑、青緑、青紫、赤紫（ピンク）の10種類で構成されている。

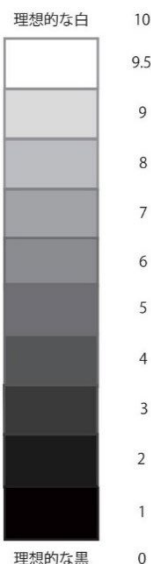


- 景観計画では10種類ある色を正確に伝えるために、色を「色合い（色相）」、「明るさ（明度）」、「鮮やかさ（彩度）」で表現するマンセル値を用いて色を示す。



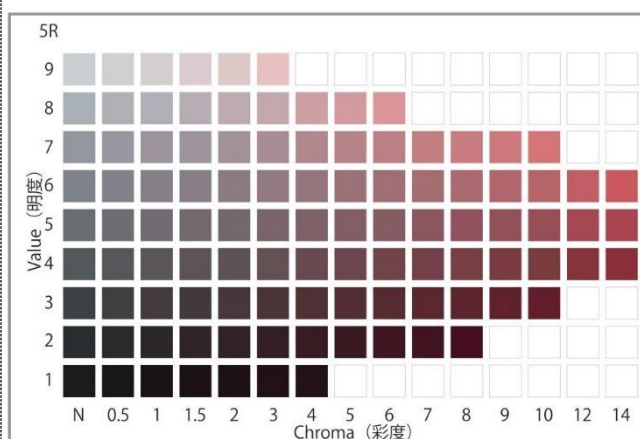
## 【色の明るさ】

- 色の明るさは、0 から 10 の数字で表す。  
○ 数字が大きいと明るく、小さいと暗くなる。  
○ 明度 10 は最も明るい白、明度 0 は最も暗い黒となる。



## 【色の鮮やかさ（彩度）】

- 鮮やかさは、0 から 16 の数字で表す。  
※ 鮮やかさの上限は色相・明度によって異なる  
○ 数字が大きいくほど鮮やかになる。



## **V 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 (景観法第8条第2項第3号)**

- 1. 景観重要建造物の指定の方針**
- 2. 景観重要樹木の指定の方針**

## 1. 景観重要建造物の指定の方針

法第8条第2項第3号に基づき、市内の景観上重要な建造物を景観重要建造物に指定し、地域の良好な景観形成に活かしていきます。

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できる建造物のうち、国指定文化財以外の建造物で、以下のいずれかに該当するものとします。

- ① 地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物
- ② 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物

なお、指定に際しては、法第19条に基づき、あらかじめ指定しようとする建造物の所有者の意見を聞かなければなりません。

### ■ 指定のメリット

景観重要建造物として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となりますが、建築物については、斜線制限の緩和など、外観に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)の特例措置が講じられます。また、景観という見た目の重要性の観点から指定するため、建物内部は自由に利用可能で、生活上必要な改修についても行うことができます。

### ■ 参考：指定が考えられる建造物の例

| 建 造 物                     | 理 由（該当する項目）                                                                                   |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歴史を感じさせる建造物<br>(丸尾記念館)    | ①地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物<br>②優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与する建造物 |
| 社寺の歴史的建造物<br>(白羽神社、駒形神社等) | ①地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物                                              |

## 2. 景観重要樹木の指定の方針

法第8条第2項第4号に基づき、市内の景観上重要な樹木を景観重要樹木に指定し、地域の良好な景観形成に活かしていきます。

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものとします。

- ① 地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木
- ② 街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
- ③ 樹高や樹形が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木

なお、指定に際しては、法第19条に基づき、あらかじめ指定しようとする樹木の所有者の意見を聞かなければなりません。

### ■ 指定のメリット

景観重要樹木として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となることで、景観が維持されます。

### ■ 参考：指定が考えられる樹木の例

| 樹 木                           | 理由（該当する項目）                                                                     |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 社寺の樹木<br>（比木賀茂神社、旧朝比奈小学校の黒松等） | ①地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木<br>③樹高や樹形が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木                 |
| 茶園                            | ①地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木<br>③樹高や樹形が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木                 |
| 賀茂神社や池新田の河津桜                  | ①地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木<br>②街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木 |
| ヤシの木                          | ②街角やアイストップ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木                        |

## VI 屋外広告物の表示等に関する事項 (景観法第8条第2項第4号)

### 1. 基本的事項

### 2. 屋外広告物に関する

#### 行為の制限の方針

## 1. 基本的事項

屋外広告物は、情報伝達やにぎわいを創出するものとして重要な役割を果たしている一方で、無秩序な表示や掲出、配置によって良好な景観を損ねることや、情報伝達不足の恐れがあることが考えられます。

このため、本計画における景観形成の方針に基づき、周辺の景観との調和に十分配慮することとします。

また「静岡県屋外広告物条例」に基づく規制誘導を行い、今後は、地域特性を踏まえた市独自の屋外広告物条例の制定についても調査していくこととします。

## 2. 屋外広告物に関する行為の制限の方針

屋外広告物の表示や掲出にあたって、自然環境や隣接建築物等に調和した良質な景観の誘導を進めていきます。

### 屋外広告物に関する行為の制限の方針

- ・ 様々なデザインの屋外広告物が分散して立地すると景観に影響を及ぼす恐れがあるため、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物や自然景観との調和に配慮して設置するよう努める。

※ 県条例より

## ■ 参考：県屋外広告物条例：屋外広告物の許可申請一覧

御前崎市では御前崎海岸や道路沿い等に特別規制地域（第1種及び第2種）が指定されている。

| 区分                                  | 広告景観<br>保全地区                     | 特別規制地域<br>(第1種・2種) | 普通規制地域<br>(第1種・2種) | 規制地域外                   |
|-------------------------------------|----------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|
|                                     | 地域の特性に応じ、特に良好な景観形成が必要な地域         | 表示・設置が原則として禁止される地域 | 表示・設置には原則許可が必要な地域  | 広告景観保全地区、特別・普通規制地域以外の地域 |
| 自家広告物<br>(自己の店名・営業内容等を自己の事業所等に表示)   | 一定面積（注）を超える場合は、許可申請必要            |                    |                    | 許可申請不要                  |
| 案内図板<br>(目的地への誘導のために、設置する広告物)       | 原則設置不可。やむを得ない場合のみ許可申請により設置・表示が可能 |                    | 全て許可申請必要           |                         |
| 一般広告物<br>(自家広告物、案内図板、適用除外広告物以外の広告物) | 設置不可                             |                    |                    |                         |
| 適用除外広告物                             | 許可申請不要                           |                    |                    |                         |

(注) 自家広告物における許可申請不要な表示面積  
 特別規制地域・広告景観保全地区…5㎡以内  
 第1種普通規制地域…10㎡以内  
 第2種普通規制地域…20㎡以内

## ● 自家広告物



## ■ 表示・設置に許可申請が不要な屋外広告物（適用除外広告物）

禁止事項を除き、次の場合には許可申請が不要となります。詳細は p.32 をご確認ください。

- 例
- ・一定面積以内の自家広告物
  - ・管理広告物（5㎡以内）
  - ・冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に設置
  - ・イベントのためその会場敷地内に設置
  - ・規制地域外への設置

## ● 管理広告物



## Ⅶ 景観形成に向けた取組み

景観形成の方針に沿って本市の良好な景観を形成するための取組みを示します。

なお、市民ワークショップで出された取組みは、協働のもと特に推進すべき取組みとして文頭に「◆」を表示しています。

## 1. 御前崎らしい景観を保全し、受け継いでいく

|               |                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然景観の保全       | ◆希少な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを保全します。                                                                                                                                                                     |
| 海岸景観の保全       | <p>◆遠州灘海岸は海岸浸食が進み、砂浜は年々減少しています。このため、国や県に働きかけ保全対策に取り組めます。</p> <p>・県と連携し、御前崎遠州灘県立自然公園の保護に努めます。</p> <p>◆海岸林の美化推進や監視強化により、ごみを捨てにくい環境を作り、ごみのポイ捨て・不法投棄の防止に努めます。</p> <p>・御前崎灯台周辺の遊歩道の維持管理に取り組めます。</p>    |
| 農地景観の保全       | <p>・荒廃農地対策として、優良農地に再生できるよう支援制度を周知し、農地を維持していきます。</p> <p>・市民農園、体験農園等を視野に入れながら、集落地の遊休農地の有効活用等農地の多面的な利用を促進します。</p>                                                                                    |
| 宅地等の保全        | <p>・宅地と農地や森林の緑が調和した美しい景観のまちづくりを進めます。</p> <p>・地域や集落ごとに、特性を持った景観の保全及び形成に配慮していきます。</p>                                                                                                               |
| 公園施設等の適切な維持管理 | <p>◆遊具などの施設は、定期的な安全点検、長寿命化計画に基づく修繕などを実施し、安全で安心な公園の維持管理に取り組めます。</p> <p>・利用状況と利用者ニーズに配慮した施設の改修に努め、憩いの場を確保します。</p> <p>・緑化推進のために、グリーンバンク事業や緑の募金事業などを通じて市民へのPRを推進し、自然と調和した公園景観の充実に努めます。</p>            |
| 空き家対策の推進      | <p>◆御前崎市空き家等対策計画に基づき、空き家などの解消に向け、法律や不動産、建築などの専門家と連携しながら対策に取り組めます。</p> <p>◆空き家などの活用の促進については、空き家バンクを開設し、積極的な情報発信を推進していきます。</p>                                                                      |
| 文化財の継承        | <p>◆指定文化財の適正な保護・保全を図るとともに、市文化財保護審議会において未指定の文化財候補について候補選定を行い、計画的な指定を目指します。</p> <p>・文化財の調査・指定・情報発信を通し、市民の文化財への理解・愛護意識を高めていくとともに、文化財を継承していく次代を担う人材の育成を図っていきます。</p> <p>◆歴史的・文化的遺産についての説明看板を整備します。</p> |

## 2 景観を磨く（より良くする・良さが伝わるようにする・活用する）ことで高める

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちなみに配慮した市街地の形成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 150 号に近接した中心市街地は、まちなみ景観に配慮した小規模土地区画整理事業等計画性のある宅地整備を行うように努めるほか、中心市街地周辺部の無秩序な開発の抑制、指導を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 観光地景観の形成          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・御前崎市の観光プロモーターとして多くの市民が、地域に愛着や関心を持つことで、新たな地域の魅力を創造し、その価値を磨きながら地域独自の旅行商品を造成していきます。</li> <li>・各地域が中心となって、ここでしか楽しむことができない体験型観光メニューの開発など、地域の魅力を生かした観光エリアとしての取組みを考え、実行する仕組みづくりを推進します。</li> <li>◆市内の美しい景観を映像やインターネットなどによって PR し、観光振興に活用します。</li> </ul>                                                                                                                     |
| 港周辺の交流・にぎわいの創出    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆御前崎灯台周辺は、今後とも本市の観光拠点として自然環境や景観に配慮しつつ土地の有効利用を図っていきます。また、電線類の景観配慮検討や植栽の管理等、場の魅力や移ろいを最大限に感じ、見せる場づくりに取組んでいきます。</li> <li>◆御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている御前崎海岸や御前崎ケープパーク周辺は、遊歩道の整備など観光的な散策路も確保し、市民や観光客が安全・安心・快適に自然と親しめる憩いの空間を確保します。</li> <li>◆御前崎港やマリンパーク御前崎周辺は、マリンスポーツやレジャーなど海を活用したにぎわいの景観づくりのための整備や仕組みなどを検討していきます。</li> <li>・白砂青松の景観に富む浜岡砂丘は、名勝地として市民が愛し憩える空間の確保に努めます。</li> </ul> |
| 農業を活用した交流・にぎわいの創出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶畑や里山の自然・歴史・文化資源を活かした市民農園、体験農園、茶園ピクニックの体験などと連携を図り、通過型の観光から滞在型の観光に転換し、活性化を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 公園の活用             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の使い方について市民自らが考え、利用していくことで、活用や保全につなげます。</li> <li>・市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。</li> <li>・あらさわふる里公園周辺一帯について、農業振興並びに市民憩いの場としていきます。また利用者や地元の協働による自然とにぎわいの景観づくりを促進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 河川の親水空間の創出        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に囲まれた地域特性を踏まえ、河川が持つ自浄能力が保たれ、野鳥や昆虫が棲息し、多様な植物が見られる水保全に配慮した改修を行います。併せて市民に親しまれるような親水空間の創出を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                 |                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 美しい景観を伝える視点場づくり | ◆御前埼灯台や浜岡砂丘、尾高海岸、女岩地区観音堂周辺、大山不動尊、あらさわふる里公園の展望台周辺などから見る高台からの景観を伝えるため、樹木の剪定やベンチの設置などの視点場の整備や情報発信を検討、実施していきます。 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 魅力的な景観がつながった移動の景観を創出する

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観を巡るネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山や古城跡のハイキングコースにおいて、生き物や自然とふれあう環境教育の場を提供し、市民一人一人の環境への意識向上を図ります。</li> <li>◆地域の史跡を活用した御前埼「自然と歴史の道」のネットワーク化を図ります。</li> <li>・自然とふれあえる施設等のネットワーク化や魅力ある施設の充実を図ります。</li> <li>・桜ヶ池周辺は、一帯の樹林地を保全するとともに遊歩道や休憩施設を設け、観光地化と保全活用を進めます。</li> <li>◆御前埼灯台やケープパーク御前埼周辺は、場やシーンによって表情を変える遊歩道を際立たせ、次へと誘う仕掛けづくりを行います。</li> </ul> |
| 全域を楽しむ環境の整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆わかりやすい案内標識やサイクリングロード、モデルコースの設定など、御前崎市の景観を楽しむことができる、おもてなしの空間整備を検討していきます。</li> <li>・観光地や民間事業者等と連携したアクセス方法を検討していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                               |

#### 4. 協働で景観まちづくりを進める

|                   |                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協働による景観まちづくりの推進   | ◆景観に対する意識を高め、市民協働による美しい御前崎市づくりを目指します。                                                                                                                                                                                 |
| 協働による公園景観の保全      | ◆市民協働による公園の清掃や草刈りなどの日常管理を積極的に推進し、公園を保全します。<br>・花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。                                                                                                                                             |
| 協働による道路・河川愛護活動の促進 | ◆市民や企業などに道路・河川愛護活動に対する理解と協力を呼びかけるとともに、活動に対する補助制度を継続し、市民や企業などとの協働による道路・河川環境美化、維持・管理を推進します。                                                                                                                             |
| 協働による山林の保全        | ◆山林は放置され、密生し、荒れ地化が進行していることから、土地所有者の協力の下で適切な管理を行います。山林の適切な管理を推進するに当たっては、地域の植生や自然環境に配慮して、地主や市民などと協働で取り組みます。                                                                                                             |
| 協働で農地を守る体制づくりの推進  | ◆農業者の担い手不足により、荒廃農地化が進んでいます。このため、農家と地域住民が協働して農地保全を行う多面的機能支払交付金事業に取り組む組織を増やすとともに、制度の周知や情報提供などを行い、地域農業を地域で支える体制づくりを支援します。                                                                                                |
| 協働による海岸景観の保全      | ・松林の続く海岸部は、白砂青松の美しい地域として御前崎市の景観を代表する地域となっています。今後も、市民による保護組織などと協働で保安林等の植林や松食い虫対策などに取り組みます。<br>・海岸部に存在する原野は、ハマボウフウやハマヒルガオなど海岸部固有の植生により形成されているため、市民と協働で保全活動に努めます。<br>◆海岸部の美しい景観を守るため、これからも市民、活動団体、事業者などと協働で清掃活動等に取り組めます。 |
| 美しい景観の PR         | ◆御前崎市ならではの景観を協働のもと、ホームページや SNS などを活用して発信していきます。                                                                                                                                                                       |
| 景観協定制度等の活用        | ・市民の身近な景観づくりを支えるために地区計画や景観協定などの景観形成にかかわるルールづくりを促進します。                                                                                                                                                                 |
| 景観表彰制度の検討         | ・市民が景観形成に関心を持つ契機となり、また景観形成の取組みを促進するために、良好な景観の形成に貢献した市民・事業者などを表彰する制度の設立を検討していきます。                                                                                                                                      |

## VIII 推進体制

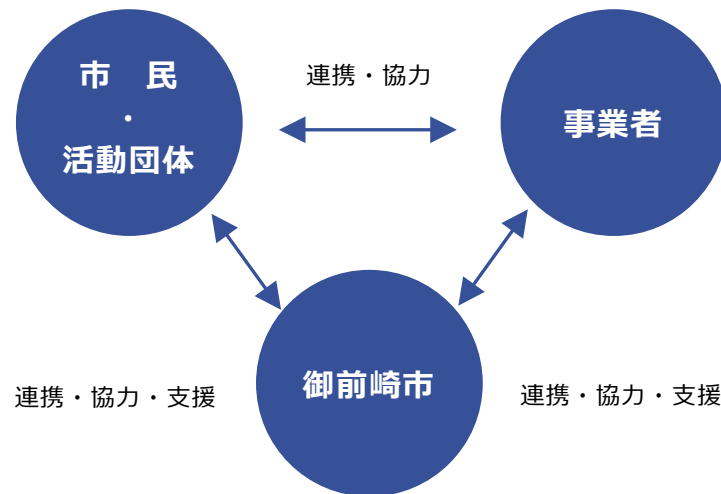
### 1. 推進主体

### 2. 推進体制

## 1. 推進主体

良好な景観を形成していくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働による景観づくりに努めていきます。

また、良好な景観の維持・創出を図り、地域経済や地域活力の向上を目指すため、景観と観光の両輪での取組みを意識していきます。



### (1) 市の役割

- ・ 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施します。
- ・ 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・ 市は、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の知識の普及及び意識の高揚を図るため、景観まちづくりに関する情報の発信やシンポジウムの開催など、必要な措置を講じます。
- ・ 市は、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすよう努めます。

### (2) 市民・活動団体の役割

- ・ 市民及び活動団体は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めます。
- ・ 市民及び活動団体は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めます。

### (3) 事業者の役割

- ・ 事業者は、自らが行う事業活動が良好な景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、その事業活動に関し、地域の個性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めます。
- ・ 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めます。

## 2. 推進体制

### (1) 事前協議制度の設置

- ・ 市民、活動団体、事業者、専門家、行政などが共に良好な景観を形成していくためには、構想・計画段階から景観に関する検討が必要となります。
- ・ このため、景観法に基づく「行為の届出」に先行して、事業主体と市などとの「事前協議」を行い、設計前に景観への配慮事項を調整していきます。

### (2) 御前崎市景観審議会の設置

- ・ 良好な景観形成のための調査、審議機関として、御前崎市景観審議会を設置します。
- ・ 審議会は景観に係る学識経験者や活動団体、市民などから構成されます。
- ・ 審議会は、必要に応じて開催され、市の景観まちづくりに関することや、景観計画に係る事項などについて助言及び提言を行います。

### (3) 景観アドバイザー制度の設置

- ・ 良好な景観形成を図るため、景観アドバイザーを設置し、届出の内容などに対し景観の専門知識や知見から助言できるようにします。

#### ■ 良好な景観形成のための体制（案）

